



最終案

宮城県子どもの貧困対策計画

平成28年2月

宮 城 県

目 次

I 「宮城県子どもの貧困対策計画」の策定に当たって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の期間	2
4 計画の推進体制及び進行管理	2
II 子どもの貧困に係る現状と課題について	3
1 子どもの貧困の現状について	3
2 子どもの貧困に係る課題について	18
III 基本理念・指標・推進施策	20
1 基本理念	20
2 子どもの貧困に関する指標	20
3 計画で推進する五つの施策とその主な内容	22
IV 指標の改善に向けた具体の取組	23
1 教育の支援	25
2 生活の支援	38
3 保護者に対する就労の支援	50
4 経済的支援	53
5 東日本大震災被災児童等への支援	56
V 調査研究	61
・宮城県子どもの貧困対策計画 体系図	62
・宮城県子どもの貧困対策計画関係施策 事業体系	63
【資料】	
(資料1)子どもの貧困対策の推進に関する法律	
(資料2)子供の貧困対策に関する大綱(概要)	

I 「宮城県子どもの貧困対策計画」の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

平成25年度国民生活基礎調査(厚生労働省)では、2012年の子どもの貧困率が16.3%と過去最高を更新するなど、子どもの貧困対策は国を挙げて取り組まなければならない喫緊の課題となっています。

国においては、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(以下「法」という。)が施行され、また、法に基づく「子供の貧困対策に関する大綱」(以下「大綱」という。)が平成26年8月に策定されました。

さらには、平成27年10月に「みやぎ子ども・子育て県民条例」が成立・施行し、その目的として、「子どもが社会の一員として健やかに成長し、将来自立した大人となることのできる環境整備を図り、もって、持続的な地域社会の発展に資する」ことが掲げられています。

また、平成23年に発生した東日本大震災は、本県の子どもたちの成育環境や教育環境に著しい影響を与えましたが、こうした子どもたちが健やかに成長していくための環境整備や、希望する進路選択の実現に向けた支援などについても、長期的に配慮していく必要があります。

こうした国の動向や子どもを取り巻く状況などを踏まえ、本県においても法の趣旨に鑑み、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、県計画を策定することとしました。

2 計画の位置付け

「宮城県子どもの貧困対策計画」は、法第9条に基づき、大綱を勘案のうえ、本県が実施する子どもの貧困対策について定めるものです。

子どもの貧困対策の推進に関する法律(抄)
(都道府県子どもの貧困対策計画)
第9条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画(次項において「計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
2 都道府県は、計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

3 計画の期間

「宮城県子どもの貧困対策計画」の計画期間は、法や大綱の見直し時期等を勘案して、平成28年度から平成31年度までとしています。

子どもの貧困対策の推進に関する法律 附則抄
(検討)

第2条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

子供の貧困対策に関する大綱(抄)

第6 5 大綱の見直し

本大綱については、社会経済情勢の変化、子供の貧困に関する状況の変化、本大綱に基づく施策の実施状況や対策の効果等を踏まえ、おおむね5年ごとを目途に見直しを検討する。

4 計画の推進体制及び進行管理

(1) 計画の推進体制

子どもの貧困対策を総合的に推進していくため、知事を本部長とする「宮城県次世代育成支援・少子化対策推進本部」において、庁内の連携体制をより強化し、総合的に取り組んでいきます。

また、各分野における関係者で構成される「宮城県次世代育成支援対策地域協議会」や「宮城県子ども・子育て会議」において、施策の実施に関し意見などを聴取していきます。

(2) 進行管理

具体の取組については、定期的実施状況を確認し、必要に応じて見直しを行います。

また、計画期間が終了した時点で、取組に対する検証・評価を行うとともに、検証・評価の結果や、法や大綱の見直し状況等を踏まえ、計画の見直しを検討します。

(3) 市町村との連携

子どもの貧困は、関係機関が情報を共有し、全県的に取り組まなければならない課題であることから、施策の推進や実施に当たっては、市町村及び市町村教育委員会と十分な情報共有を図るほか、政令市や福祉事務所設置市等との適切な役割分担のもと、緊密に連携していくものとします。

(4) 関係団体等との連携

子どもの貧困に関する個別の支援ニーズ等に対してきめ細かに対応できるよう、地域における支援体制の整備を図るなど、関係機関や企業、NPO、自治会等関係団体との連携を図っていくものとします。

Ⅱ 子どもの貧困に係る現状と課題について

1 子どもの貧困の現状について

1 年少人口等の推移

県内の年少人口(0～14歳)は昭和50年代半ば頃の約49万人をピークとして、全国の傾向と同様に徐々に減少を続けており、平成25年には30万人を割り込んでいます。

[宮城県]年少人口・未成年人口

(単位:千人)

年	昭和58年	昭和60年	平成9年	12年	15年	18年	21年	22年	23年	24年	25年	26年
年少人口(0～14歳)	487	481	376	354	335	323	314	308	303	301	299	297
未成年人口(0～19歳)	640	638	540	516	476	451	429	429	419	413	410	408
県人口総数	2,103	2,176	2,348	2,365	2,373	2,355	2,336	2,348	2,327	2,325	2,328	2,328

出典:「人口推計(総務省)」各年10月1日現在人口(昭和60年,平成12年,22年は国勢調査)

2 子どもの貧困率

我が国の子どもの相対的貧困率は平成6年から上昇傾向にあり、平成24年には過去最高の16.3%(おおむね子ども6人のうち1人の割合)となっています。

子どもがいる現役世帯の相対的貧困率は15.1%であり、そのうち、大人が1人の世帯の相対的貧困率が54.6%と、大人が2人以上いる世帯に比べて非常に高い水準となっています。

[全国]貧困率の状況

年	昭和60年	平成6年	9年	12年	15年	18年	21年	24年
相対的貧困率	12.0%	13.7%	14.6%	15.3%	14.9%	15.7%	16.0%	16.1%
子どもの貧困率	10.9%	12.1%	13.4%	14.5%	13.7%	14.2%	15.7%	16.3%
子どもがいる現役世帯	10.3%	11.2%	12.2%	13.1%	12.5%	12.2%	14.6%	15.1%
大人が一人	54.5%	53.2%	63.1%	58.2%	58.7%	54.3%	50.8%	54.6%
大人が二人以上	9.6%	10.2%	10.8%	11.5%	10.5%	10.2%	12.7%	12.4%
等価可処分所得(名目値)	万円							
中央値(a)	216	289	297	274	260	254	250	244
貧困線(a/2)	108	144	149	137	130	127	125	122

出典:「国民生活基礎調査(厚生労働省)」

注:大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。

➤「子どもの貧困率」は全国の世帯及び世帯員を対象に無作為抽出により調査、算出されており、都道府県別の数値は算出されていません。

参考：子どもの貧困率について

【用語の解説】

『相対的貧困率』

一定基準（貧困線）を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合をいいます。

貧困線とは、等価可処分所得（世帯の可処分所得（収入から税金や社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額をいいます。算出方法は、OECD（経済協力開発機構）の作成基準に基づいています。

『子どもの貧困率』

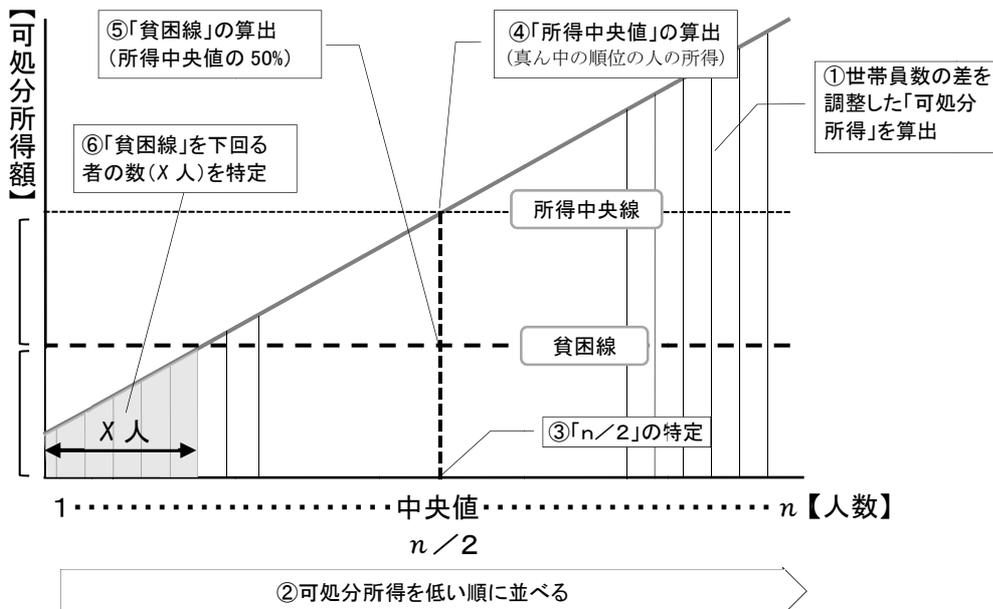
子ども（17歳以下の者）全体に占める、等価可処分所得が貧困線に満たない子どもの割合をいいます。

『子どもがいる現役世帯の貧困率』

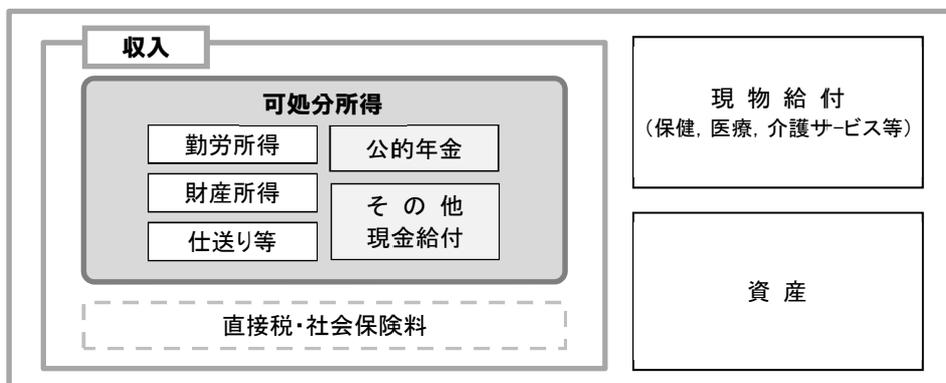
現役世帯（世帯主が18歳以上65歳未満の世帯）に属する世帯員全体に占める、等価可処分所得が貧困線に満たない世帯の世帯員の割合をいいます。

【相対的貧困率算出イメージ図】

相対的貧困率 = $X \div n \times 100$
 所得中央値の50%（貧困線）を下回る所得しか得ていない者の割合



【可処分所得のイメージ図】



3 生活保護世帯

(1)生活保護被保護人員数

県内に居住する生活保護被保護人員数については、平成23年まで増加しており、平成23年の被保護人員数は27,749人となっています。その後、平成24年度には一旦減少したものの、再び増加傾向となり、平成26年の被保護人員数は27,343人となっています。

このうち19歳以下の被保護人員数については、平成23年まで増加しているものの、平成24年以降は年々減少し、平成26年には3,895人となっており、特に仙台市以外の減少幅が大きくなっています。

[宮城県]被保護人員数の推移

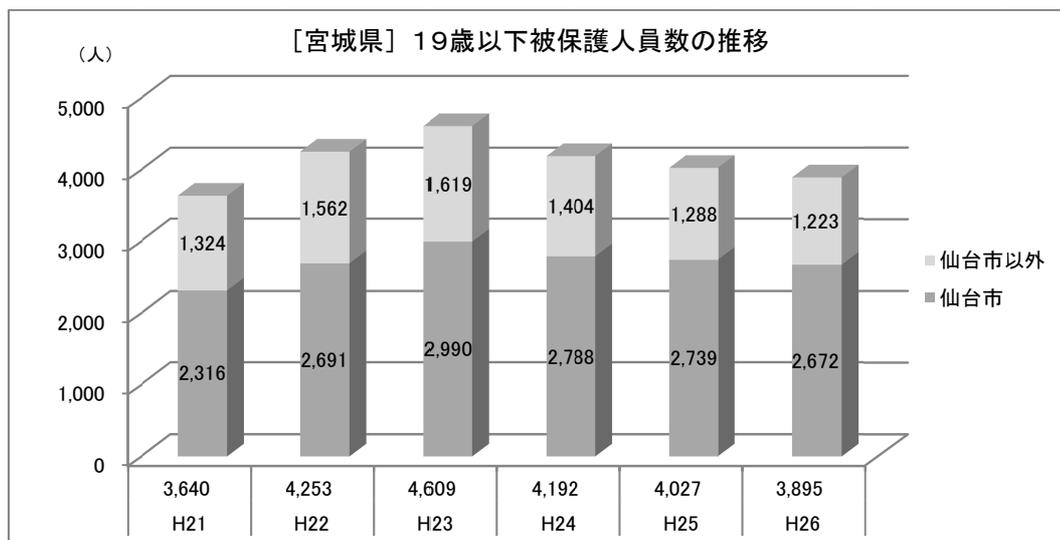
年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
宮城県	22,739 人	25,960 人	27,749 人	26,186 人	26,782 人	27,343 人
うち仙台市以外	9,589 人	10,759 人	10,796 人	9,738 人	9,765 人	9,931 人
うち仙台市	13,150 人	15,201 人	16,953 人	16,448 人	17,017 人	17,412 人
(参考)全国	1,673,651 人	1,878,725 人	2,024,089 人	2,090,435 人	2,123,257 人	2,127,602 人

[宮城県]19歳以下被保護人員数の推移

年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
宮城県 (対前年比)	3,640 人 (1.11)	4,253 人 (1.17)	4,609 人 (1.08)	4,192 人 (0.91)	4,027 人 (0.96)	3,895 人 (0.97)
うち仙台市以外 (対前年比)	1,324 人 (1.12)	1,562 人 (1.18)	1,619 人 (1.04)	1,404 人 (0.87)	1,288 人 (0.92)	1,223 人 (0.95)
うち仙台市 (対前年比)	2,316 人 (1.10)	2,691 人 (1.16)	2,990 人 (1.11)	2,788 人 (0.93)	2,739 人 (0.98)	2,672 人 (0.98)
(参考)全国	254,767 人	286,456 人	304,879 人	306,474 人	299,003 人	286,048 人

出典:「被保護者全国一斉調査(厚生労働省)」,「被保護者調査(厚生労働省)」

注:毎年7月31日現在



(2)生活保護世帯における子どもの進学状況

県内の生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率は91.8%となっており、全国をわずかに上回っていますが、県内の全卒業者の進学率と比較すると7.3%低くなっています。

高等学校等卒業後の進学率は、専修学校等を含めると23.4%となっており、全国よりも9.5%低くなっています。また、全国においては進学者のうち大学等の進学が多くなっています。

[全国・宮城県]生活保護世帯の子どもの進路の状況(中学校卒業後)

	宮城県	全国	(参考)宮城県全卒業者	(参考)全国全卒業者
進学率	91.8%	90.8%	99.1%	98.4%
就職率	3.8%	2.5%	0.0%	0.0%

出典:厚生労働省社会・援護局(宮城県・全国),「平成25年度学校基本調査(文部科学省,宮城県)」(宮城県・全国全卒業者)

注1:進学率・就職率は平成25年3月に中学校(中等教育学校の前期課程,特別支援学校の中学部を含む)を卒業した者のうち,その翌年度に高等学校等(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む)及び専修学校の高等課程に進学,又は就職した者の割合(平成25年4月1日現在)。ただし,「宮城県・全国全卒業者」については,平成25年3月卒業者について平成25年5月1日現在のもの

注2:仙台市を含む

[全国・宮城県]生活保護世帯の子どもの進路の状況(高等学校等卒業後)

	宮城県	全国	(参考)宮城県全卒業者	(参考)全国全卒業者
進学率	23.4%	32.9%	70.5%	75.0%
大学・短期大学	5.3%	19.2%	47.3%	52.3%
専修学校・各種学校	18.1%	13.7%	23.2%	22.7%
就職率	60.1%	46.1%	23.0%	17.0%
中退率	5.0%	5.3%	-	-

出典:厚生労働省社会・援護局(宮城県・全国),「平成25年度学校基本調査(文部科学省,宮城県)」(宮城県・全国全卒業者)

注1:進学率・就職率は平成25年3月に高等学校等(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む)及び専修学校等を卒業した者のうち,進学・就職した者の割合(平成25年4月1日現在)。ただし,「宮城県・全国全卒業者」については,平成25年3月卒業者について平成25年5月1日現在のもの

注2:中退率は平成24年4月の在籍者のうち当該年度中に中退した者の割合

注3:仙台市を含む

4 ひとり親世帯

(1)ひとり親世帯数

ひとり親世帯数(仙台市を除く)については,平成25年5月現在,14,878世帯となっています。そのうち母子世帯は13,104世帯となっており,全体(養育者世帯を除く)の88.9%を占めています。

また,平成22年度と比べ,母子世帯で1,098世帯,父子世帯で719世帯の増加となっています。

〔宮城県〕ひとり親世帯数の推移

	平成 15 年度	平成 22 年度	平成 25 年度
母子世帯	10,019 世帯	12,006 世帯	13,104 世帯
父子世帯	843 世帯	919 世帯	1,638 世帯
養育者世帯	124 世帯	118 世帯	136 世帯
合計	10,986 世帯	13,043 世帯	14,878 世帯

出典:「平成25年度宮城県ひとり親世帯等実態調査(宮城県)」、「平成22年度宮城県母子世帯等実態調査(宮城県)」

注1:各年度5月1日現在の世帯数

注2:仙台市を除く

(参考)〔仙台市〕ひとり親世帯数

	平成 15 年度	平成 20 年度
母子世帯	11,132 世帯	13,091 世帯
父子世帯	1,800 世帯	1,978 世帯
養育者世帯	-	-
合計	12,932 世帯	15,069 世帯

出典:「平成25年度宮城県ひとり親世帯等実態調査(宮城県)」、「平成22年度宮城県母子世帯等実態調査(宮城県)」

注:平成15年度は平成15年5月1日現在,平成20年度は平成21年2月1日現在の世帯数

【用語の解説】

『母子世帯』

配偶者のいない女子と、その女子に扶養されている20才未満の児童からなる世帯(母子以外に他の同居者がある場合を含む。)

『父子世帯』

配偶者のいない男子と、その男子に扶養されている20才未満の児童からなる世帯(父子以外に他の同居者がある場合を含む。)

『養育者世帯』

父母のいない児童とその児童を現に扶養している養育者からなる世帯

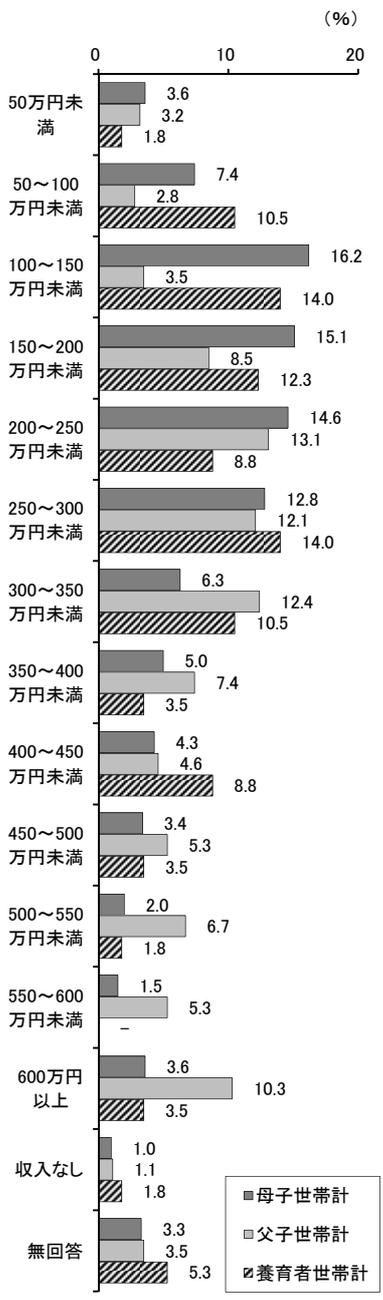
(2)ひとり親世帯の収入状況

母子世帯については、年間収入が「100～150万円未満」となっている世帯の割合が16.2%と最も高く、次いで、「150～200万円未満」15.1%、「200～150万円未満」14.6%の順となっており、『収入なし～250万円未満』で半数以上の57.9%を占めています。

父子世帯については「200～250万円未満」が13.1%と最も高く、次いで、「300～350万円未満」12.4%、「250～300万円未満」12.1%、「600万円以上」10.3%の順となっています。

II 子どもの貧困に係る現状と課題について

[宮城県]ひとり親世帯 世帯種別年間収入の状況(平成25年)



	母子世帯		父子世帯		養育者世帯	
	一般	震災	一般	震災	一般	震災
50万円未満	3.9%	1.9%	3.4%	2.9%	2.2%	-
50万円～100万円未満	8.1%	3.9%	3.4%	1.9%	13.0%	-
100万円～150万円未満	17.7%	8.4%	4.5%	1.9%	10.9%	27.3%
150万円～200万円未満	16.1%	9.7%	10.2%	5.7%	13.0%	9.1%
200万円～250万円未満	14.7%	14.3%	16.9%	6.7%	10.9%	-
250万円～300万円未満	13.1%	11.0%	13.6%	9.5%	17.4%	-
300万円～350万円未満	6.3%	6.5%	11.9%	13.3%	10.9%	9.1%
350万円～400万円未満	4.2%	9.1%	8.5%	5.7%	4.3%	-
400万円～450万円未満	3.7%	7.1%	5.1%	3.8%	6.5%	18.2%
450万円～500万円未満	1.8%	11.0%	5.1%	5.7%	-	18.2%
500万円～550万円未満	1.3%	5.2%	3.4%	12.4%	-	9.1%
550万円～600万円未満	1.3%	2.6%	3.4%	8.6%	-	-
600万円以上	2.9%	7.1%	5.6%	18.1%	4.3%	-
収入なし	1.0%	0.6%	0.6%	1.9%	2.2%	-
無回答	3.7%	1.3%	4.5%	1.9%	4.3%	9.1%

出典:「平成25年度宮城県ひとり親世帯等実態調査(宮城県)」

注1:「年間収入」はボーナス, 児童扶養手当, 年金, 養育費, 仕送り等臨時収入を含む全世帯員の合計額

注2:表中の網掛けは各区分上位3位までの年取区分

注3:仙台市を除く

注4:「震災」は東日本大震災が要因でひとり親となった世帯, 「一般」は他の要因でひとり親となった世帯

(3)ひとり親世帯の就労形態

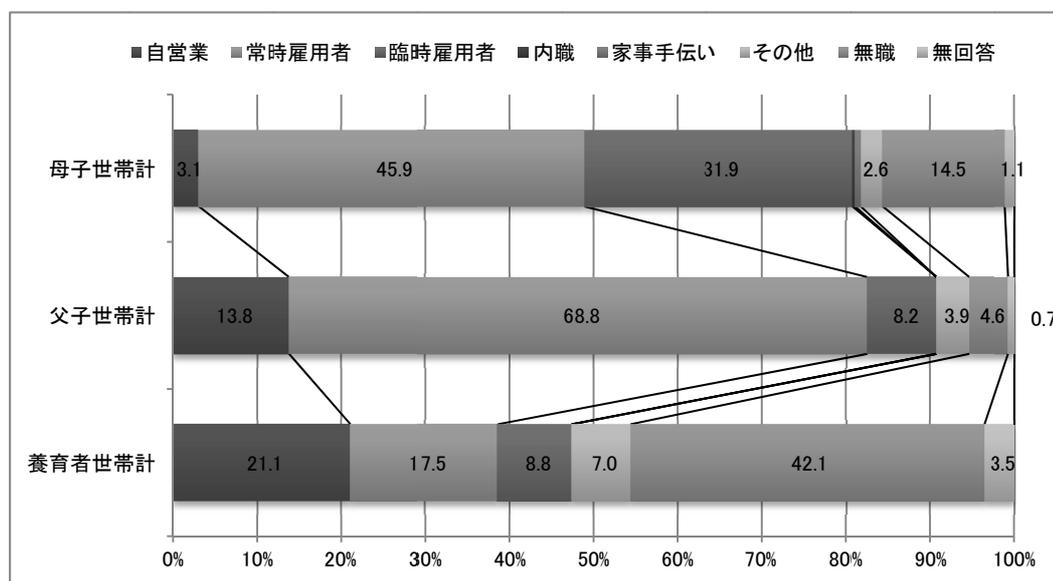
母子世帯では「常時雇用者」が45.9%、「臨時雇用者(パート含む)」が31.9%となっています。

父子世帯では「常時雇用者」が68.8%、「自営業」が13.8%となっており、これらをあわせると8割強となります。

「一般」「震災」別にみると、母子世帯、養育者世帯では「震災世帯」の方が「一般世帯」より「無職」の割合が15%以上高くなっています。また、父子世帯では「震災世帯」の方が「一般世帯」より「常時雇用者」の割合が高くなっています。

[宮城県]ひとり親世帯の就労形態の状況(平成25年)

就労形態	自営業	常時雇用	臨時雇用	内職	家事手伝い	その他	無職	無回答
母子世帯	3.1%	45.9%	31.9%	0.3%	0.7%	2.6%	14.5%	1.1%
一般	3.3%	47.9%	33.6%	0.4%	0.7%	2.6%	10.5%	1.0%
震災	1.9%	35.7%	23.4%	-	0.6%	2.6%	34.4%	1.3%
父子世帯	13.8%	68.8%	8.2%	-	-	3.9%	4.6%	0.7%
一般	16.9%	65.0%	9.0%	-	-	4.0%	4.0%	1.1%
震災	8.6%	75.2%	6.7%	-	-	3.8%	5.7%	-
養育者世帯	21.1%	17.5%	8.8%	-	-	7.0%	42.1%	3.5%
一般	23.9%	15.2%	10.9%	-	-	6.5%	39.1%	4.3%
震災	9.1%	27.3%	-	-	-	9.1%	54.5%	-



出典:「平成25年度宮城県ひとり親世帯等実態調査(宮城県)」

注1:平成25年9月1日現在

注2:表中の網掛けは各区分上位3位までの勤労形態

注3:仙台市を除く

注4:「臨時雇用」にはパートを含む

5 児童養護施設入所児童等

(1) 要保護児童数の推移

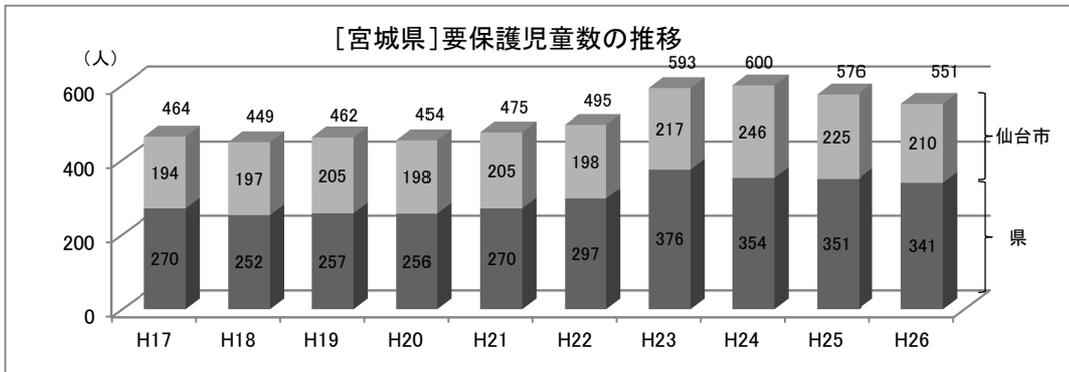
要保護児童数は、震災前の平成22年度までは年度により若干の増減がありながらも、徐々に増加する傾向となっていました。しかしながら、東日本大震災の発生直後は、震災による孤児の増加によるほか、震災による孤児を除いた場合においても一時的に要保護児童数の増加が見られるなど、要保護児童数は大きく増加しました。

平成26年度末時点の要保護児童数は県全体で551人となっており、うち児童養護施設に在籍している児童は306人となっています。

[宮城県] 要保護児童数の推移

(単位:人)

年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
児童養護施設 在籍児童数(①)	335	319	338	338	343	344	339	332	326	306
県による措置児童	205	187	191	193	191	200	205	191	188	179
仙台市による措置児童	130	132	147	145	152	144	134	141	138	127
乳児院 在籍児童数(②)	71	73	68	53	60	68	72	82	75	67
県による措置児童	36	35	33	26	33	42	42	45	41	34
仙台市による措置児童	35	38	35	27	27	26	30	37	34	33
ファミリーホーム 委託児童数(③)	-	-	-	-	11	12	18	28	22	29
県による措置児童	-	-	-	-	11	12	18	16	20	25
仙台市による措置児童	-	-	-	-	-	-	-	12	2	4
里親 委託児童数(④)	58	57	56	63	61	71	164	158	153	149
県による措置児童	29	30	33	37	35	43	111	102	102	103
仙台市による措置児童	29	27	23	26	26	28	53	56	51	46
要保護児童計(⑤=①+②+③+④)	464	449	462	454	475	495	593	600	576	551
県による措置児童	270	252	257	256	270	297	376	354	351	341
仙台市による措置児童	194	197	205	198	205	198	217	246	225	210
④のうち震災孤児数(⑥)	-	-	-	-	-	-	79	70	66	54
県による措置児童	-	-	-	-	-	-	64	56	51	41
仙台市による措置児童	-	-	-	-	-	-	15	14	15	13
震災孤児を除く(⑤-⑥)	464	449	462	454	475	495	514	530	510	497
県による措置児童	270	252	257	256	270	297	312	298	300	300
仙台市による措置児童	194	197	205	198	205	198	202	232	210	197



出典:宮城県, 仙台市

注:各年度末時点での要保護児童数

(2) 児童養護施設入所児童の進路の状況

中学校卒業後の進路については、平成24年度に進学率が100%となっているなど、おおむね進学している状況となっています。

また、高等学校卒業後の進路については、就職が70%以上と最も多く、専修学校等を含めた進学率については25%以下となっています。県内の高等学校等卒業者全体の大学等と専修学校等への進学率は、平成26年度において約70%(学校基本調査)となっていますが、児童養護施設入所児童の高等学校卒業後の進学率はこれを大幅に下回っています。

[宮城県] 児童養護施設入所児童の中学校卒業後の進路

	中学校 卒業児童数	進学				就職		その他	
		高等学校等		専修学校等		人数	割合	人数	割合
		人数	割合	人数	割合				
H26年度	24人	23人	95.8%	0人	0.0%	0人	0.0%	1人	4.2%
H25年度	29人	28人	96.6%	0人	0.0%	0人	0.0%	1人	3.4%
H24年度	29人	29人	100.0%	0人	0.0%	0人	0.0%	0人	0.0%

出典: 宮城県

注1: 前年度末に中学校を卒業した児童のうち、当該年度の5月1日現在の進路

注2: 仙台市内の施設を含む

[宮城県] 児童養護施設入所児童の高等学校等卒業後の進路

	高等学校等 卒業児童数	進学				就職		その他	
		大学等		専修学校等		人数	割合	人数	割合
		人数	割合	人数	割合				
H26年度	21人	0人	0.0%	5人	23.8%	15人	71.4%	1人	4.8%
H25年度	14人	2人	14.3%	1人	7.1%	10人	71.4%	1人	7.1%
H24年度	14人	0人	0.0%	0人	0.0%	12人	85.7%	2人	14.3%

出典: 宮城県

注1: 前年度末に高等学校等を卒業した児童のうち、当該年度の5月1日現在の進路

注2: 仙台市内の施設を含む

6 就学支援等の状況

(1) 就学援助(要保護児童生徒数・準要保護児童生徒数)の推移について

学校教育法に基づき実施する就学援助の受給対象となっている要保護児童生徒数及び準要保護児童生徒数の合計は、平成26年度において19,607人となっており、全児童生徒数に対する割合(受給率)は10.75%となっています。

要保護児童生徒数及び準要保護児童生徒数及び受給率は、平成24年度まで増加していますが、平成25年度及び26年度は若干減少しています。

[宮城県]要保護児童生徒数・準要保護児童生徒数

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
全児童生徒数(ア)	192,401人	190,665人	187,493人	185,663人	184,085人	182,470人
要保護児童生徒数(a)	1,870人	2,169人	2,337人	2,249人	2,227人	2,160人
準要保護児童生徒数(b)	16,654人	17,822人	17,931人	18,049人	17,642人	17,447人
小計(c=a+b)	18,524人	19,991人	20,268人	20,298人	19,869人	19,607人
就学援助受給率(c/ア)	9.63%	10.48%	10.81%	10.93%	10.79%	10.75%

出典:宮城県教育委員会

(2) 高等学校等における就学支援の状況

[宮城県]高等学校等育英奨学資金(従来からの奨学資金)貸付状況

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
奨学生数	2,662人	2,525人	2,567人	2,183人	1,943人	1,749人
うち新規	1,079人	917人	992人	673人	661人	629人
貸付額	743,075千円	718,851千円	726,436千円	625,540千円	568,851千円	519,614千円

出典:宮城県教育委員会

[宮城県]高等学校等就学支援金支給状況

平成26年度	人数	支給額
公立	13,262人	1,469,160,853円
私立	17,153人	2,497,841,666円

出典:宮城県教育委員会(公立),宮城県(私立)

【高等学校等就学支援金】

保護者等の市町村民税所得割額(合算額)が30万4,200円未満の世帯の生徒に対し、授業料相当額を就学支援金として支給し、教育費負担の軽減を図るもの。公立については平成26年4月以降の入学者が対象(平成26年3月以前在校者は授業料不徴収制度が適用)。

(3) スクールソーシャルワーカーの配置状況等

スクールソーシャルワーカーの配置については小中学校、高等学校とも配置数を増やしています。

小中学校におけるスクールソーシャルワーカーの支援内容については、「不登校」に関する内容が最も多くなっており、次いで親との問題等といった「家庭環境の問題」とな

っています。

[宮城県]スクールソーシャルワーカー配置状況(公立小中学校)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
配置人数	21 人	22 人	28 人
活用市町村数	15 市町村	19 市町村	22 市町村

出典:宮城県教育委員会

注:仙台市を除く

[宮城県]スクールソーシャルワーカー配置状況(県立高等学校)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
配置人数	3人	7人	8人
配置校数	3校	13校	16校
配置率	4%	17%	22%

出典:宮城県教育委員会

➤ 平成27年度からは、配置校以外の高校においてもスクールソーシャルワーカーが必要な場合には派遣できる仕組みとしている。

[宮城県]スクールソーシャルワーカーによる支援状況(公立小中学校)

年度	支援総件数	主な支援内容
H26	1,596 件	①不登校(475 件), ②家庭環境の問題(339 件), ③心身の健康・保健に関する問題(171 件)
H25	905 件	①不登校(247 件), ②家庭環境の問題(240 件), ③発達障害に関する問題(92 件)
H24	653 件	①不登校(185 件), ②家庭環境の問題(139 件), ③心身の健康・保健に関する問題(63 件)
H23	621 件	①不登校(169 件), ②家庭環境の問題(148 件), ③心身の健康・保健に関する問題(69 件)
H22	415 件	①家庭環境の問題(98 件), ②不登校(83 件), ③発達障害に関する問題(37 件)

出典:宮城県教育委員会

注:仙台市を除く

(4)スクールカウンセラーの配置状況等

スクールカウンセラーの配置については、公立中学校及び県立高等学校において全校に配置しているほか、公立小学校においては、全ての市町村へ配置し、域内小学校の諸課題に対応できるようにしています。また、各校種ともに東日本大震災を契機として配置人数を増やしています。

小中学校におけるスクールカウンセラーに対する相談内容については、児童生徒が「学校生活」、教員については「生徒対応」、保護者については「家族関係・養育」に関する相談内容が多くなっています。

II 子どもの貧困に係る現状と課題について

[宮城県]スクールカウンセラー配置状況(公立小中学校)

		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
配置人数		177 人	204 人	198 人
配置等学校数	小学校	279 校	268 校	265 校
	中学校	142 校	141 校	139 校

出典:宮城県教育委員会

注:仙台市を除く

[宮城県]スクールカウンセラー配置状況(県立高等学校)

		平成25年度	平成26年度	平成27年度
配置人数		61人	58人	58人
配置校数		76校	75校	73校
配置率		100%	100%	100%

出典:宮城県教育委員会

注:特別支援学校3校を含む

[宮城県]スクールカウンセラーに対する相談状況(公立小中学校)

年度	相談人数	相談件数	相談内容(件数順)			
			相談者	1	2	3
H26	46,988 人	41,489 件	児童生徒	学校生活	友人関係	学校不適応
			教員	生徒対応	不登校	学校不適応
			保護者	家族関係・養育	不登校	学校不適応
H25	48,083 人	42,957 件	児童生徒	学校生活	友人関係	学校不適応
			教員	生徒対応	不登校	学校不適応
			保護者	家族関係・養育	不登校	学校不適応
H24	45,972 人	40,966 件	児童生徒	学校生活	その他(震災関連)	友人関係
			教員	生徒対応	その他(震災関連)	不登校
			保護者	家族関係・養育	不登校	学校不適応
H23	41,206 人	37,167 件	児童生徒	その他(震災関連)	学校生活	友人関係
			教員	生徒対応	その他(震災関連)	不登校
			保護者	家族関係・養育	不登校	その他(震災関連)
H22	30,169 人	28,662 件	児童生徒	学校生活	友人関係	学校不適応
			教員	生徒対応	不登校	学校不適応
			保護者	不登校	家族関係・養育	学校不適応

出典:宮城県教育委員会

注1:震災関連相談については、平成24年度までは「その他」の区分としていたが、平成25年度から震災関連の相談は、関連区分へ計上している。

注2:仙台市を除く

7 東日本大震災による被災児童の状況

(1) 震災による遺児・孤児の状況

東日本大震災により、保護者が死亡又は行方不明となっている児童は1,064人(平成27年7月31日現在)となっており、そのうち両親等が亡くなった、又は行方不明となっている児童(孤児)は139人となっています。

また、これらの震災による遺児・孤児のうち、就学前及び小学校～大学の在籍者数は、震災発生から5年後の平成27年度において約1,000人、10年後の平成32年度で約570人と推計され、全ての震災遺児・孤児が大学等を卒業する時期は平成45年頃と想定されます。

[宮城県]東日本大震災による遺児・孤児の数

	未就学児	小学生	中学生	高校生	計
震災孤児	10人	56人	29人	44人	139人
震災遺児	209人	304人	203人	209人	925人
合計	219人	360人	232人	253人	1,064人

出典:宮城県

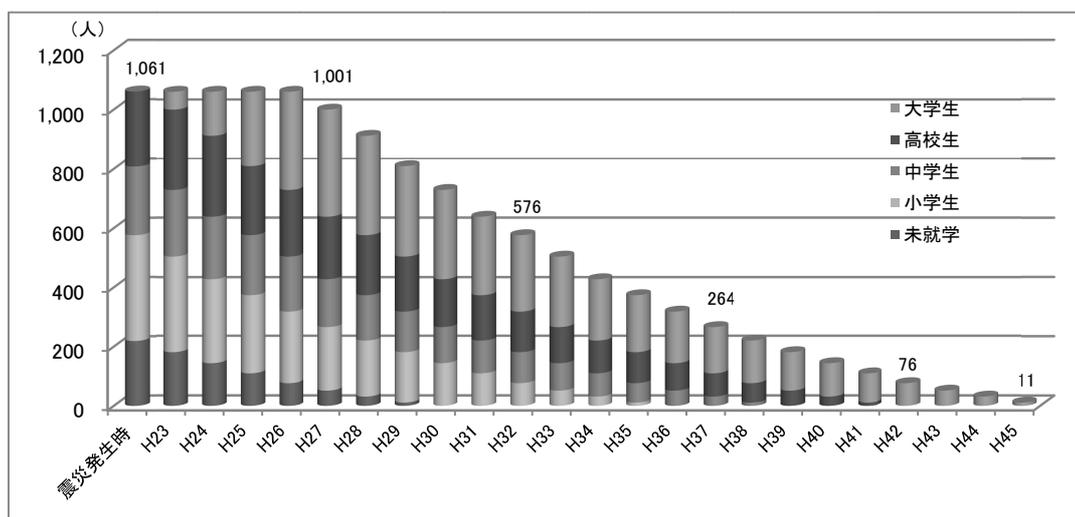
注1:平成27年7月31日現在

注2:学年等は震災発生時の学年

注3:対象は県内に住所を有した保護者が亡くなった又は行方不明となっている児童。「震災孤児」とは震災により両親等が亡くなった又は行方不明となっている児童。「震災遺児」とは震災により両親等のうちいずれかを亡くした児童

注4:仙台市を含む

[宮城県]震災遺児及び孤児の在学状況の推移(推計)



出典:宮城県

注1:平成27年3月31日現在の遺児及び孤児数をもとに算定

注2:進学率は考慮せず、全ての者が各課程修了年次に次の課程(高校については3年制,大学については4年制)に進学したものと仮定

(2)被災児童等に係る経済的支援の受給状況

①保育所・認可外保育施設

[宮城県]「保育料減免事業(注1)」対象幼児数

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
保育所	2,460 人	1,940 人	2,071 人	2,124 人

出典:宮城県
注:仙台市を除く

[宮城県]「認可外保育施設利用者支援事業(注2)」対象幼児数

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
認可外保育施設	597 人	557 人	275 人	243 人

出典:宮城県
注:仙台市を含む

②幼稚園

[宮城県]「被災幼児就園支援事業(注3)」対象幼児数

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
公立幼稚園	4,379 人	8,135 人	8,603 人	8,087 人

出典:宮城県教育委員会
注:仙台市を含む

[宮城県]「私立学校授業料等軽減特別補助(注6)」対象幼児数

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
私立幼稚園	5,625 人	3,236 人	2,964 人	2,220 人

出典:宮城県
注:仙台市内幼稚園を含む

③小中学校

[宮城県]「被災児童生徒就学支援事業(注4)」対象児童生徒数

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
公立小学校	8,045 人	7,416 人	6,738 人	6,295 人
私立小学校	48 人	49 人	45 人	32 人
公立中学校	4,368 人	4,187 人	3,931 人	3,696 人
私立中学校	123 人	155 人	124 人	100 人
公立計	12,413 人	11,603 人	10,669 人	9,991 人
私立計	171 人	204 人	169 人	132 人
合計	12,584 人	11,807 人	10,838 人	10,123 人

出典:宮城県教育委員会(公立),宮城県(私立)
注1:中学校には中等教育学校前期課程を含む
注2:仙台市内の学校を含む

[宮城県]「私立学校授業料等軽減特別補助(注6)」対象児童生徒数

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
私立小学校	149 人	109 人	114 人	98 人
私立中学校	312 人	267 人	246 人	213 人
合計	461 人	376 人	360 人	311 人

出典:宮城県

注1:中学校には中等教育学校前期課程を含む

注2:仙台市内の学校を含む

④高等学校

[宮城県]「高等学校等育英奨学資金(被災奨学資金)(注5)」の貸付生徒数

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
公立・私立 高等学校	6,160 人	5,452 人	4,585 人	4,050 人

出典:宮城県教育委員会

注:高等学校には中等教育学校後期課程を含む

[宮城県]「私立学校授業料等軽減特別補助(注6)」対象生徒数

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
私立高等学校	2,849 人	2,328 人	2,321 人	2,250 人

出典:宮城県

注:高等学校には中等教育学校後期課程を含む

注1～6:各経済的支援の概要

	事業・支援名	支援内容	対象校種	対象となる児童等
注1	保育料等減免事業	保育料の減免	保育所	震災に伴う不時のやむを得ざる支出等により、世帯の経済的な負担能力に変動が生じ、費用負担が困難と認められる世帯の幼児
注2	認可外保育施設利用者支援事業	保育料の補助	認可外保育施設	震災により保護者の所有する居住家屋が全半壊等となった幼児
注3	被災幼児就園支援事業	入園料・保育料の軽減	公立の幼稚園	震災により被災し、幼稚園就園が必要となった世帯の幼児で、新たに市町村等の就園奨励事業の対象となった幼児及び震災により所得階層区分が変更となった世帯の幼児
注4	被災児童生徒就学支援事業(公立・私立)	学用品費、通学費、学校給食費、医療費等の補助	公立の小中学校 私立の小中学校	震災による経済的理由から就学困難となった児童生徒
注5	高等学校等育英奨学資金(被災奨学資金)	奨学金(無利子)の貸付	公私立の高等学校、中等教育学校(後期課程)、特別支援学校高等部、専修学校(高等課程)	震災により保護者が所有する居住家屋の全半壊、保護者の死亡、行方不明等又は生計支持者の勤務先被災による減収など、経済的事由により修学が困難な状況の生徒
注6	私立学校授業料等軽減特別補助	授業料の減免	私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校、各種学校	震災により保護者等が所有する居住の全半壊、家計の主宰者である保護者の死亡、行方不明等により被災した児童等

2 子どもの貧困に係る課題について

「1 現状」で示されたデータ等を踏まえ、本県の子どもの貧困対策における課題について以下のとおり整理しました。

課題1 学力の保障及び教育と福祉の連携

子どもの進学率について、特に高校卒業後の進学率については、生活保護世帯の子どもの進学率が23.4%、児童養護施設の子どもの進学率が23.8%と、いずれも県内の全卒業者の進学率である71.5%よりも大きく下回っている状況にあります。また、ひとり親世帯の子どもについても全国の進学率(41.6%)と同様の状況にあると推察され、家庭環境により進路の状況に差が見られる状況にあると言えます。

子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることがなく、また、希望する進路を実現していくためには、学校に通う子どもの学力が保障されるよう、学習支援や経済的な就学支援等が必要であり、また、こうした社会的な支援が必要な子どもを早期に発見し、適切な支援に結びつけるために、子どもとの社会的な接点となる学校を窓口とした福祉部門との密接な連携が必要であると考えられます。

課題2 生活環境の改善・安定

我が国において、子どもの貧困率は過去最高の16.3%となっており、おおむね6人に1人の子どもが貧困の状況にあるとされています。

本県においては、生活保護被保護人員数が県全体で2万7千人を超えており、このうち19歳以下の被保護人員数は4千人弱となっています。また、就学援助を受けている児童生徒数については全体の約10%に当たる2万人前後で推移しています。

また、貧困率が50%を超えているひとり親世帯についても世帯数の増加が見られますが、特にひとり親世帯の7割以上を占める母子世帯については、臨時雇用の割合が3割を超え、年収においても250万円未満の世帯が半分以上となっているなど、就業面等において特に不利な状況が見られます。

子どもたちの望ましい成長には、家庭の生活環境の安定が何よりも大切なものと考えられることから、増加する生活保護世帯や、困難な状況におかれているひとり親世帯等に対して生活の自立支援を充実・継続させていくとともに、家庭における基本的な生活習慣の定着や公共サービスの優先的な提供について配慮するなど、家庭の生活環境の改善・安定に向けた取組が求められます。

また、支援の充実だけではなく、困難な状況にある世帯については、必要な支援が受けられずに社会的な孤立の状況に陥ることが懸念されることから、相談体制を充実させていくことが重要であると考えられます。

課題3 保護者の雇用対策・安定的な就労の確保

保護者の安定的な就労等による収入の確保は、子どもの貧困を解決するうえで欠かすことのできないことです。しかしながら、前述のように、ひとり親世帯のうち、特に母子世帯については臨時雇用者の割合が3割を超えており、年収においても250万円未満の世帯が半分以上であるなど、就労面等において厳しい状況が窺えます。

親の就労は収入確保による生活の安定の上で重要であるとともに、働く親の姿は子どもに対するロールモデルとして教育的な意義も認められます。

また、貧困世帯の保護者についても、いわゆる「貧困の連鎖」によって、十分な教育の機会が得られないまま、現在に至っているケースも見受けられます。

こうしたことから、ひとり親世帯の親をはじめとした保護者の自立を図るため、就労相談や雇用機会の確保、学び直しの支援など、保護者の雇用対策と安定的な就労の確保の取組を進める必要があります。

課題4 生活基盤確保のための経済的な下支え

これまでも見てきたとおり、子どもの貧困率が過去最高となるとともに、生活保護世帯やひとり親世帯など経済的に厳しい状況にある世帯は増加傾向となっていますが、同様の傾向は今後もある程度継続していくものと考えられます。

子どもの健やかな成長に必要な生活基盤の確保には、保護者の就労による安定した収入の確保が第一です。しかしながら、やむを得ず就労だけでは十分な収入が得られない場合があることから、子どもの生活基盤の確保を図るためにも、児童扶養手当等の経済的な下支えが必要であると考えられます。

課題5 被災児童への対応・震災を起因とする“子どもの貧困”の回避

本県に甚大な被害をもたらした東日本大震災により、多くの子どもが被災し、保護者を亡くしたいわゆる震災遺児や孤児については千人を超えています。

また、住環境等の生活の場の再建や、事業所等の雇用の場の再建など、被災地域の復興は着実に進んでいますが、いまなお多くの子どもが被災児童生徒等を対象とする就学支援を受給しています。

東日本大震災による影響は多岐にわたり、また子どもの成育環境や教育環境に著しい影響を及ぼしています。特に保護者を亡くした子どもについては、将来の自立までの間、長期的な支援を行っていく必要があります。

さらには東日本大震災によって、多くの方々が財産や仕事の場を失い、また、少子化問題や貧困問題等地域が抱える多くの諸課題がより顕在化したと言われていますが、こうした状況において、子どもたちが新たに「貧困」の状況に陥らないよう注意深く見守っていく必要があると考えられます。

Ⅲ 基本理念・指標・推進施策

1 基本理念

子どもたちは私たちの希望であり、今を生き、未来を担う大切な社会の宝です。そして、子どもたちが自らの能力や可能性を最大限発揮しながら、心身ともに健やかに成長することは、本県県民全ての願いでもあります。

しかしながら、これまでも見てきたように、現実には、家庭の環境により進学率に差が見られる現状があるなど、家庭の事情によりその将来が左右されてしまう「貧困の連鎖」が見られる場合が少なくありません。

また、本県に甚大な被害をもたらした東日本大震災は、子どもの成育環境や教育環境にも著しい影響をもたらすとともに、さらには、被災された方々が多くの財産や仕事の場を失ったことで、子どもたちが新たに「貧困」の状況に陥らないよう注意深く見守る必要があります。

こうした現状等を踏まえ「学力の保障と教育と福祉の連携」、「生活環境の改善・安定」、「被災児童への対応・震災を起因とする“子どもの貧困”の回避」などの課題に対し、県を挙げて取り組んで行く必要があることから、計画の基本理念を次のように設定します。

【基本理念】

みやぎの子どもたちが、その生まれ育った環境によって左右されず、また東日本大震災の被災によってその将来をあきらめることなく、夢と希望を持って成長していくことができる地域社会の実現を目指します。

2 子どもの貧困に関する指標

「子供の貧困対策に関する大綱」においては、子どもの貧困対策を総合的に推進するに当たり、関係施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価するため、子どもの貧困に関する指標を設定しています。

本計画においても、本県の子どもの貧困の状況把握を行うとともに、全国の状況との比較を行うなど、指標を継続的に把握(都道府県で把握できないものを除く。)するとともに、施策の効果等の検証を行い、今後の施策推進に係る参考とします。

子どもの貧困に関する指標	宮城県		(参考)全国	
	数値	備考	数値	備考
生活保護世帯の子どもに関する指標				
1. 子どもの高等学校等進学率	91.8%(※)	(H25.4.1 現在)	90.8%	(H25.4.1 現在)
2. 子どもの高等学校等中退率	5.0%(※)	(H24 年度)	5.3%	(H24 年度)
3. 子どもの大学等進学率	23.4%(※)	大学等 5.3% 専修学校等 18.1% (H25.4.1 現在)	32.9%	大学等 19.2% 専修学校等 13.7% (H25.4.1 現在)
4. 子どもの就職率(中学校卒業後)	3.8%(※)	(H25.4.1 現在)	2.5%	(H25.4.1 現在)
5. 子どもの就職率(高等学校卒業後)	60.1%(※)	(H25.4.1 現在)	46.1%	(H25.4.1 現在)
児童養護施設の子どものに関する指標				
6. 子どもの進学率(中学校卒業後)	95.8%(※)	高等学校等 95.8% 専修学校等 0.0% (H25 年度卒業生)	97.2%	高等学校等 95.4% 専修学校等 1.8% (H25 年度卒業生)
7. 子どもの就職率(中学校卒業後)	0.0%(※)	(H25 年度卒業生)	1.3%	(H25 年度卒業生)
8. 子どもの進学率(高等学校卒業後)	23.8%(※)	大学等 0.0% 専修学校等 23.8% (H25 年度卒業生)	22.6%	大学等 11.4% 専修学校等 11.2% (H25 年度卒業生)
9. 子どもの就職率(高等学校卒業後)	71.4%(※)	(H25 年度卒業生)	70.9%	(H25 年度卒業生)
ひとり親家庭の子どものに関する指標				
10. 子どもの就園率(保育所・幼稚園)	72.1%	(H25.9.1 現在)	72.3%	(H23.11.1 現在)
11. 子どもの進学率(中学校卒業後)	県の実態調査では、該当する調査項目なし 全国調査については、抽出調査になっており都道府県別データなし(※H23は岩手・宮城・福島は調査実施していない)		93.9%	高等学校 92.8% 高等専門学校 1.1% (H23.11.1 現在)
12. 子どもの就職率(中学校卒業後)			0.8%	(H23.11.1 現在)
13. 子どもの進学率(高等学校卒業後)			41.6%	大学等 23.9% 専修学校等 17.8% (H23.11.1 現在)
14. 子どもの就職率(高等学校卒業後)			33.0%	(H23.11.1 現在)
就学支援等に関する指標				
15. スクールソーシャルワーカーの配置人数	22人	(H26 年度実績)	1,008人	(H25 年度実績)
16. スクールカウンセラーの配置率(小学校)	100.0%	(H26 年度実績)	49.2%	(H25 年度実績)
17. スクールカウンセラーの配置率(中学校)	100.0%	(H26 年度実績)	85.9%	(H25 年度実績)
18. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合	60.0%	(H26 年度実績)	61.9%	(H25 年度)
19. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合	82.9%	(H26 年度実績)	61.0%	(H25 年度)
20. 日本学生支援機構の奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合(無利子)	日本学生支援機構実施事業のため、都道府県にデータなし		61.6%	上:予約採用段階, 下:在学採用段階
21. 日本学生支援機構の奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合(有利子)			100.0%	(H26 年度実績)
ひとり親家庭に関する指標				
22. ひとり親家庭の親の就業率(母子家庭)	84.4%	常時雇用者 54.2% 臨時雇用者 31.8% (H25.9.1 現在)	80.6%	正規の職員・従業員 39.4% パート・アルバイト等 47.4% (H23.11.1 現在)
23. ひとり親家庭の親の就業率(父子家庭)	94.7%	常時雇用者 72.6% 臨時雇用者 8.6% (H25.9.1 現在)	91.3%	正規の職員・従業員 67.2% パート・アルバイト等 8.0% (H23.11.1 現在)
子どもの貧困率				
24. 子どもの貧困率	全国調査については、抽出調査になっており、都道府県別データなし		16.3%	(H25 年度)
25. 子どもがいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率			54.6%	(H25 年度)

(※)は仙台市含む数値

(出典) 1～5:(県・全国)厚生労働省社会・援護局, 6～9:(県・全国)厚生労働省雇用均等・児童家庭局

10・22・23:(県)平成25年度宮城県ひとり親世帯等実態調査, (全国)平成23年度全国母子世帯等調査

11～14:(全国)平成23年度全国母子世帯等調査, 15～17:(県)宮城県教育委員会, (全国)文部科学省初等中等教育局

18～19:(全国)文部科学省初等中等教育局, 20・21:独立行政法人日本学生支援機構, 24・25:(全国)平成25年度国民生活基礎調査

3 計画で推進する五つの施策とその主な内容

基本理念や現状と課題，子どもの貧困に関する指標，法及び大綱，さらにはこれまで本県が取り組んできた対策などを踏まえて，本計画で推進する対策領域を次の五つに取りまとめました。

1 教育の支援

学校をプラットフォームとして位置付け，教育と福祉の連携による施策を推進するほか，教育の機会均等を保障する教育費負担軽減など，次の項目に取り組めます。

- (1)「学校」をプラットフォームとした総合的な子どもの貧困対策の展開
- (2)貧困の連鎖を防ぐための幼児教育の経済的負担の軽減及び幼児教育の質の向上
- (3)就学支援の充実
- (4)大学等進学に対する教育機会の提供
- (5)生活困窮世帯等への学習支援等
- (6)その他の教育支援

2 生活の支援

必要な支援が十分に活かされるよう，相談事業等の充実を図るとともに，生活習慣の改善や子どもの居場所となる保育の確保，子どもの自立に向けた就職支援など，次の項目に取り組めます。

- (1)保護者の生活支援
- (2)子どもの生活支援
- (3)関係機関が連携した包括的な支援体制の整備
- (4)子どもの就職支援
- (5)支援する人員の確保等
- (6)その他の生活支援

3 保護者に対する就労の支援

生活の安定だけでなく，労働の意味や価値など子どもへの教育的意義が認められる親の就労支援に取り組めます。

4 経済的支援

児童扶養手当や母子父子寡婦福祉資金貸付事業等，世帯の生活の下支えとなる経済的支援に取り組めます。

5 東日本大震災被災児童への支援

東日本大震災に起因する児童生徒の問題の未然防止や早期発見を図るため，教育と福祉の連携による取組を行うとともに，経済的理由により就学が困難となった児童生徒の経済的負担軽減に取り組めます。

IV 指標の改善に向けた具体的取組

【施策・取組の体系表】

1 教育の支援

(1)「学校」をプラットフォームとした総合的な子どもの貧困対策の展開

- ①学校教育による学力保障
- ②学校を窓口とした福祉関連機関等との連携
- ③地域による学習支援
- ④高等学校等における就学継続のための支援

(2)貧困の連鎖を防ぐための幼児教育の経済的負担の軽減及び幼児教育の質の向上

(3)就学支援の充実

- ①義務教育段階の就学支援の充実
- ②「高校生等奨学給付金(奨学のための給付金)制度」などによる経済的負担の軽減
- ③特別支援教育に関する支援の充実

(4)大学等進学に対する教育機会の提供

- ①高等教育の機会を保障するような奨学金制度等の経済的支援の充実
- ②大学生・専門学校生等に対する経済的支援

(5)生活困窮世帯等への学習支援等

(6)その他の教育支援

- ①子どもの食事・栄養状態の確保
- ②多様な体験活動の機会の提供

2 生活の支援

(1)保護者の生活支援

- ①保護者の自立支援
- ②保育等の確保
- ③保護者の健康確保
- ④母子生活支援施設等の活用

(2)子どもの生活支援

- ①児童養護施設等の退所児童等の支援
- ②食育の推進に関する支援
- ③ひとり親家庭や生活困窮世帯の子どもの居場所づくりに関する支援

(3)関係機関が連携した包括的な支援体制の整備

- ①関係機関の連携

(4)子どもの就職支援

- ①児童養護施設等の退所児童等に対する就職支援
- ②親の支援のない子ども等への就職支援
- ③定時制高校に通学する子どもの就職支援
- ④高校中退者等への就職支援

(5)支援する人員の確保等

- ①社会的養護の体制整備，児童相談所の相談機能強化
- ②相談職員の資質向上

(6)その他の生活支援

- ①住宅支援

3 保護者に対する就労の支援

- ①親の就労支援
- ②親の学び直しの支援
- ③就労機会の確保

4 経済的支援

- ①児童扶養手当等経済的支援の実施
- ②ひとり親家庭の支援施策についての調査の実施に向けた検討
- ③母子父子寡婦福祉資金貸付事業等の円滑な実施
- ④教育扶助の支給方法
- ⑤生活保護世帯の子どもの進学時の支援
- ⑥養育費の確保に関する支援

5 東日本大震災被災児童等への支援

- ①教育の支援及び福祉関連機関との連携による支援
- ②就学支援

1 教育の支援

(1) 「学校」をプラットフォームとした総合的な子どもの貧困対策の展開

学校を貧困の連鎖を断ち切るためのプラットフォームとして位置付け、総合的な子どもの貧困対策を推進します。

① 学校教育による学力保障

【基本的な方向性】

- 学習習慣の着実な定着や学校生活への円滑な適応を図るため、小中学校低学年において、少人数学級を導入し、指導体制の充実ときめ細かな教育活動を推進します。
- 被災地においては、地域の復興状況に応じて、児童生徒に必要な学びの場が確保されるよう、仮設住宅から通う児童生徒数の推移などを踏まえ、市町村の実態に応じた人的配置ができるよう配慮していきます。

【主な取組】

事業名	事業内容
学級編制弾力化(少人数学級)事業 (義務教育課)	小学校2学年及び中学校1学年において35人以下の学級編制を実施する。 ・小学校2学年時の増加する学級数ごとに教員1名を配置 ・中学校において学級編制弾力化後の学級数に見合った教員を配置 【実施主体:国・県】
学力向上推進事業(学び支援コーディネーター等配置事業) (義務教育課)	被災地において、放課後や週末等の学習支援を行う市町村教育委員会に、学習活動のコーディネート等に従事する人材の配置等を支援する。 ・市町村への助言や他機関との連絡調整等を行う「プリフェクチュラルコーディネーター」の配置 ・学び支援コーディネーター連絡協議会の開催 ・地域に必要な様々な学習の場をコーディネートする「学び支援コーディネーター」の配置 ・児童生徒の学習支援や保護者の学習相談等に携わる「学び相談員」の配置 ・児童生徒の学習支援に携わる「学び支援員」の配置 ・放課後や週末、長期休業期間の学習支援等、地域の様々な学習の場・機会の提供 【実施主体:国・県・市町村】

② 学校を窓口とした福祉関連機関等との連携

【基本的な方向性】

- 不登校や非行、いじめ、児童虐待など、社会環境の変化や震災による環境変化等に伴い複雑化・深刻化する児童生徒が抱える様々な問題に対し、関係機関や家庭と連携を図り、問題行動等の未然防止や早期発見、早期解決に結びつけて行くため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒や保護者、教員の相談に応じるとともに、家族や地域の福祉部門等関係機関・団体等との連絡調整を行うなど、児童生徒等の問題解決に向けた体制整備を充実・強化していきます。
- 児童生徒の様々な問題に対する適切な対応や、被災児童等に対する心のケア、学校

IV 指標の改善に向けた具体的取組

の復興業務等を推進するため、教職員の加配や退職教員等の活用を図るほか、専門家の派遣等により生徒指導、学校保健、非行防止等の面からも対応の充実を図るなど、学校における人的体制をより一層強化していきます。

- 不登校・発達支援相談室を設置し、専門の相談員による来所・電話相談などを行い、問題行動等に対する早期発見・早期対応を図るなど相談体制の充実を図ります。
- 子ども総合センターに配置された児童精神科医、臨床心理士等が「子どもの心のケアチーム」として、被災児童等のメンタルヘルスの面から幅広い支援を実施します。支援に当たっては福祉部門と教育部門の連携により、中長期的な支援に取り組んでいきます。
- 児童等の心のケアなど心理面のサポートや生徒指導等に関する研修を実施するとともに、地域において各分野の連絡会議等を開催し、情報の共有と教職員の資質向上を図っていきます。
- 東日本大震災に起因する不登校や不登校傾向及びいじめ等により、学校生活に困難を抱えるようになった児童生徒の学校復帰や自立支援を目的として市町村が行う体制整備について、財政的支援を行うとともに、具体的な手法も含めて助言を行うなど、効果的な運営支援等を行います。

【主な取組】

事業名	事業内容
子どもの心のケア推進事業 (子育て支援課)	<p>東日本大震災により心に深い傷を負った子どものメンタルヘル스에 当たる関係機関の支援能力の向上を図り、被災地の子どもの心のケアに資するため、児童精神科医、心理士等を被災地に派遣し、個別相談、事例検討、コンサルテーション等を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○子どもの心のケアチーム巡回事業 …子ども総合センターに配置された児童精神科医、臨床心理士等が、被災地での「子どもの心のケアチーム」として、支援者の個別相談等の幅広い支援を実施する。 ○子どもの心のケア推進事業 …子ども総合センターにおいて、教職員等向けの子どもの心のケアに関する研修会のほか、学校単位でのミニ研修会を開催する。 <p style="text-align: right;">【実施主体: 県】</p>
教育相談充実事業 (義務教育課)	<p>被災児童等の心のケア、教職員・保護者等への助言・援助、学校教育活動の復旧支援、福祉関係機関・団体等との連絡調整等、様々な課題に対応するため、スクールカウンセラー等の派遣を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各中学校へのスクールカウンセラー配置 ・市町村への広域カウンセラーの配置と域内小学校への派遣 ・各教育事務所(地域事務所)への専門カウンセラーの配置 ・適応指導教室への支援員・ボランティアの派遣 ・心のケアに係る研修会等の実施 など <p style="text-align: right;">【実施主体: 国・県・市町村】</p>
いじめ・不登校等対策推進事業 (義務教育課)	<p>震災による問題も含め、様々な問題を抱えた児童生徒に対する学校の取組を支援するとともに、その上で、学校、家庭、関係機関が連携したネットワークを構築し、問題解決に向けた多様な支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域ネットワークセンターを設置し、在学青少年育成員や事務所専門カウンセラーが、域内の公的施設や学校を訪問し、保護者及び教職員を対象とした教育相談等を行う。 ・退職教員等による訪問指導員を派遣し、不登校児童生徒、保護者に対する訪問指導や学習支援等、学校復帰に向けた支援を行うほか、不登

	<p>校理解のための教員等を対象とした研修会を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在学青少年育成員を各教育事務所(地域事務所)に配置し、在学青少年の実態把握及び相談・助言を行うほか、「地域ネットワークセンター」のチーフ及びコーディネーター役を務め、事業の推進を図る。 ・震災の影響も含め、児童生徒に影響を及ぼしている家庭、学校、地域等のさまざまな環境の改善に向け、再委託を希望する市町村にスクールソーシャルワーカーを配置する。また、スーパーバイザーを任用し、市町村配置のスクールソーシャルワーカーへの指導・助言を行う。 ・児童生徒の問題行動等で問題を抱えている学校の中から重点的に支援する学校を対策推進校として指定し、支援員を配置する。 ・県教育庁内に生徒指導アドバイザー(警察官OB)を置き、市町村教育委員会や各小・中学校の相談に応じ助言を行うとともに、市町村教育委員会の要請に応じて学校に派遣する。 ・東部教育事務所内に児童生徒の心のサポート班を設置し、いじめ・不登校等学校への課題解決及び市町村が設置する「みやぎ子どもの心のケアハウス」との連携、運営支援を行う。 <p style="text-align: right;">【実施主体:国・県・市町村】</p>
<p>みやぎ子どもの心のケアハウス運営支援事業 (義務教育課)</p>	<p>東日本大震災に起因する心の問題から生じる不登校や不登校傾向及びいじめ等により、学校生活に困難を抱えるようになった児童生徒の学校復帰や自立支援を目的として市町村が行う体制整備を支援する。</p> <p>〈ケアハウスの機能〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各市町村が設置するケアハウスは、主に教育相談窓口となる「心サポート機能」、不登校状態に陥った児童生徒と適応指導教室をつなぐ「適応サポート機能」、放課後や週末、長期休業中及び、学校に登校できないでいる児童生徒の学習支援を行う「学びサポート機能」を市町村の課題に応じて複合的に提供する。 ・ケアハウスには、心のケアスーパーバイザーを置き、相談内容に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを含めた関係各機関とケース会議をひらき、対応策を検討する。また、各機能のコーディネーターと連携して当該児童生徒に最適な心のケアと学びの場を提供する。 ・各コーディネーターは、学校や既存の適応指導教室と連携を図り、児童生徒が不登校になることを未然に防止する役割や、学校外に学びの場が必要な児童生徒の学びを支援する役割を担う。さらに、心サポートは訪問支援や通所支援を行うこともできる。 <p>〈事業実施年度〉 平成28年度～平成32年度</p> <p style="text-align: right;">【実施主体:国・県・市町村】</p>
<p>高等学校スクールカウンセラー活用事業 (高校教育課)</p>	<p>スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置により、不登校など問題行動等に関する生徒・保護者・教員の相談に応じるとともに、問題行動等の未然防止と早期発見・早期解決を図る。また、研修会、連絡会議等を開催し、教職員の資質向上に資するとともに、相談体制の充実を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全県立高校と特別支援学校におけるスクールカウンセラーの通常配置と、被災地域特別配置や緊急時における緊急配置 ・スクールソーシャルワーカーを公立高校に配置 ・スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカースーパーバイザーの配置 ・高等学校スクールカウンセラー活用事業連絡会議及び地区別連絡会議の実施 <p style="text-align: right;">【実施主体:国・県】</p>
<p>生徒指導支援事業 (義務教育課)</p>	<p>不登校・いじめ・校内暴力等、問題行動等を抱える児童生徒に適切に対応できる教職員の資質・能力の向上を図るとともに、問題行動等に適切に対応できる校内指導体制や関係機関との連携体制の構築・整備を促進する。</p>

IV 指標の改善に向けた具体的取組

	<p>○生徒指導主事研修会の開催 中学校の生徒指導主事等及び各市町村教育委員会等の指導主事を対象に、中学校における問題行動の未然防止と発生時の適切な対応を図るため、専門家による講演等を実施する。</p> <p>○問題行動等対応研修会の開催 小・中学校の安全担当主幹教諭及びいじめ・不登校等対策担当者を対象に、不登校等に関する調査分析結果や、地域や関係機関との連携の在り方、学校外の地域資源の生かし方等に関する研修会を開催する。</p> <p>○生徒指導上の諸問題に関する協議会の開催 大学教授、市町村教育委員会関係者、学校関係者、関係職域団体代表者、関係機関代表者、教育及び心理、福祉等の専門家等を委員として、小・中学校における生徒指導上の問題の改善を図るため、実効性のある教育施策の在り方等について協議し、今後の対策を提言する。</p> <p style="text-align: right;">【実施主体:国・県】</p>
総合教育相談事業 (高校教育課)	<p>総合教育センター内に、不登校・発達支援相談室を設置し、臨床心理士等の専門の相談員による電話・来所相談を行い、いじめ・不登校等への未然防止、早期発見・早期対応を図る。</p> <p>○不登校・発達支援相談室 …非常勤の精神科医1人(月1回)、臨床心理士7人(毎日2人)、相談員9人(毎日2人)を配置</p> <p>○24時間子供SOSダイヤル …上記相談室対応時間外に開設。教育相談電話周知カードを県内の全ての公私立小・中・高・特別支援学校に配布</p> <p style="text-align: right;">【実施主体:国・県】</p>
学校・地域保健連携推進事業 (スポーツ健康課)	<p>学校、家庭、地域医療機関や福祉関連機関等を中心に地域レベルの組織体制を強化することにより、学校や地域における子どもたちの健康課題の解決を図り、学校保健の充実に資する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内を教育事務所単位に8ブロックに分け、地域の課題に応じた学校保健支援チームを設置し、ブロック会議において情報の共有や課題解決に向けた取組を行う。 ・学校に専門家(医師、臨床心理士、保健師、福祉関係者等)を派遣し、研修会や健康相談に対応する。 <p style="text-align: right;">【実施主体:国・県】</p>
スクールサポーター事業 (少年課)	<p>学校からの要請に応じてスクールサポーターを派遣し、学校関係者と連携を図りながら、児童生徒の問題行動への対応や健全育成活動、犯罪被害防止活動等を継続的に支援する活動を行うことによって、児童生徒の安全確保、非行防止を図る。</p> <p style="text-align: right;">【実施主体:国・県】</p>

③ 地域による学習支援

【基本的な方向性】

- 家庭・地域・学校の連携・協働により、子どもを育てる仕組みづくりを積極的に推進し、家庭・地域の教育力の向上を図り、地域全体で子どもを育てる体制の整備に長期的・継続的に取り組んでいきます。
- 放課後子ども教室等の取組により、放課後や週末等における子どもたちの安全・安心な居場所や落ち着いて学習に取り組むことのできる場を確保し、子どもたちが学習やスポーツ・文化活動に取り組むとともに、地域住民との交流活動等を実施することにより、子どもたちが地域の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを行っていきます。

【主な取組】

事業名	事業内容
協働教育推進総合事業 (生涯学習課)	<p>家庭・地域・学校が相互に連携し支え合いながら強い絆で協働し、子どもを育てる仕組みづくりを積極的に推進して家庭・地域の教育力の向上を図り、地域全体で子どもを育てる体制の整備を支援する。</p> <p>〈市町村の取組(県から委託)〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○協働教育プラットフォーム事業 <ul style="list-style-type: none"> …コーディネーターが学校とボランティア、地域とボランティアなど、地域の教育資源をつなぐ役目を果たし、家庭教育支援、地域活動支援、学校教育支援の三つの柱で事業を実施 ・推進協議会の設置、コーディネーターの配置 ・家庭教育支援:家庭教育支援チームによる子育て講座等の開催、親の学びの機会の提供、「親の学びのプログラム」普及・啓発 ・地域活動支援:放課後や休日、長期休業日などに学校で体験できない活動プログラムの提供 ・学校教育支援:学校のニーズに合わせた学校支援ボランティア等の派遣 <p>〈県の取組〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○協働教育基盤形成事業 <ul style="list-style-type: none"> …研修会を開催し、家庭・地域・学校の連携・協働を促進するために必要な人材養成を行う。 ○協働教育普及・振興事業 <ul style="list-style-type: none"> …協働教育の普及・振興を図るために功績者の表彰や情報収集・発信、研修等を行う。 ○教育応援団事業 <ul style="list-style-type: none"> …子どもの教育活動を支援する個人・企業・団体等を「みやぎ教育応援団」として認証・登録し、「みやぎの教育応援団リスト」を作成、学校等に情報を提供する。 <p style="text-align: right;">【実施主体:県・市町村】</p>
放課後子ども教室推進事業 (生涯学習課)	<p>余裕教室をはじめとする学校諸施設を活用し、学習や体験活動、地域の大人や異年齢の子どもとの交流活動の場、遊びの場等の取組を実施する。</p> <p style="text-align: right;">【実施主体:県・市町村】</p>
地域の豊かな社会資源を活用した土曜日の教育支援体制構築事業 (生涯学習課)	<p>子どもたちの土曜日の教育活動の充実のため、地域の多様な経験や技能を持つ人材・企業等の豊かな社会資源を活用し、地域全体で子どもを育てる体制の構築を支援する。</p> <p>市町村に委託し、児童生徒を対象とした、ふるさと歴史講座や伝統芸能・文化体験講座、自然体験、学習支援教室等を実施する。</p> <p style="text-align: right;">【実施主体:県・市町村】</p>

④ 高等学校等における就学継続のための支援

【基本的な方向性】

- 高等学校等の中途退学者について、再び高等学校等で学び直す場合に、授業料の支援等を行っていくとともに、制度の活用促進を図るため、学校を通じたリーフレットの配布やホームページ等による周知徹底に取り組んでいきます。
- 高等学校の中退率が高い水準にあるひとり親家庭の子どもについて、よりよい就業等につなげていくため、学び直しの支援を行っていきます。

【主な取組】

事業名	事業内容
高等学校等修学支援費 (学び直しへの支援金) (私学文書課・高校教育課)	保護者等の市町村民税所得割額(合算額)が30万4,200円未満の世帯の生徒に対し、高等学校等を中途退学し再び高等学校等で学び直す場合に、就学支援金支給期間経過後、卒業までの間(最長2年)、授業料相当額を学び直しへの支援金として支給する。 【実施主体:国】
高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 (子育て支援課)	高卒認定試験合格のための講座(通信講座を含む)を受け、これを修了した際に受講費用の一部を支給するとともに、高卒認定試験に合格した場合にも受講費用の一部を支給する。 (対象者) ひとり親家庭の親及び子ども (対象講座) 高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座で実施主体が適当と認めるもの (支給内容) ・受講修了時給付金:受講費用の2割(上限10万円) ・合格時給付金:受講費用の4割(受講修了時給付金と合わせて上限15万円) 【実施主体:国・県・市】

(2) 貧困の連鎖を防ぐための幼児教育の経済的負担の軽減及び幼児教育の質の向上

幼児教育の機会の確保を図るため、保護者の経済的負担軽減を図ります。また、東日本大震災に起因する経済的な理由によって、幼児の教育機会が損なわれることがないよう、国に財政的支援の継続を要望するとともに、必要な支援を実施していきます。

【基本的な方向性】

- 家庭の経済状況が厳しい保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、公・私立幼稚園間の保護者負担の較差の是正を図ります。
- 東日本大震災の被災による経済的理由から、就園困難となった幼児の教育機会の確保を図るため、幼稚園保育料の減免や助成を行うとともに、震災遺児・孤児については、支援金を給付するなど経済的負担の軽減を図ります。
- 国の財政的支援により実施している東日本大震災関連の経済的支援については、県震災復興計画の再生期(平成29年度)までの継続を国に働きかけていきます。

【主な取組】

事業名	事業内容
幼稚園就園奨励費補助事業 (教育庁総務課)	家庭の状況に応じて保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、公・私立幼稚園間の保護者負担の較差の是正を図るため、市町村が実施する就園奨励事業に係る経費について補助を行う。 (補助対象) 当該市町村の住民で私立幼稚園に就園する幼児に関して市町村が行う就園奨励事業 (補助対象経費) 入園料, 保育料の合計額 【実施主体:国・市町村】

私立学校授業料等軽減 特別補助事業 (私学文書課)	被災した幼児児童生徒の就学機会を確保するため、被災した幼児児童生徒の授業料等を減免する私立学校の設置者に対して補助を行う。 (補助対象学校種) 幼稚園, 小学校, 中学校, 高等学校, 中等教育学校, 特別支援学校, 専修学校, 各種学校 (補助対象経費) 東日本大震災により保護者等が所有し住居としている家屋の全壊半壊等により被災した幼児児童生徒に対して減免した授業料等 【実施主体: 県】
---------------------------------	---

(3)就学支援の充実

経済的な困難等を抱える世帯における教育機会の確保を図るため、小中高等学校及び特別支援学校において経済的な支援を実施します。

① 義務教育段階の就学支援の充実

【基本的な方向性】

- 全ての児童生徒が義務教育を円滑に受けることができるよう、学校教育法第19条の規定に基づき、市町村が行う就学援助について、適切な実施を図るとともに、着実に実施されるよう保護者に対する周知徹底に努めていきます。
- 東日本大震災において保護者が亡くなるなどした児童生徒の就学機会を確保するため、継続的に支援を行っていくとともに、事業の周知に努めていきます。

【主な取組】

事業名	事業内容
就学援助事業 (義務教育課)	全ての児童生徒が義務教育を円滑に受けることができることを目的に、市町村が学校教育法第19条の規定に基づき、保護者に行う就学援助に対して、関係法令に基づき必要な援助を行う。 (対象者) 生活保護法に規定する要保護者及び市町村が定める基準に該当する準要保護者 (対象費目) 学用品費, 通学用品費, 校外活動費, 通学費, 修学旅行費, 体育実技用具費, 新入学児童生徒学用品費, 医療費, 学校給食費, クラブ活動費, 生徒会費, PTA会費 【実施主体: 国・市町村】
被災児童生徒就学支援事業 (義務教育課)	東日本大震災により被災し、経済的理由から就学困難となった公立小・中学校児童生徒の保護者に対して、児童生徒の就学の機会を確保するため、必要な就学援助を実施した市町村を支援する。 (対象者) 被災により就学困難となった公立小・中学校児童生徒の保護者等 (対象費目) 学用品費, 通学費, 修学旅行費, 給食費, 医療費等 【実施主体: 国・県・市町村】
被災児童生徒就学支援事業(私立小中学校) (私学文書課)	東日本大震災による経済的理由から就学等が困難となった世帯の小中学校(中等教育学校前期課程を含む。)の児童生徒を対象に、学用品費, 通学費(スクールバス利用費を含む。), 修学旅行費, 給食費等の緊急的な就学支援を行う。

IV 指標の改善に向けた具体的取組

	<p>(対象者) 被災した私立小中学校児童生徒の保護者等</p> <p>(対象経費) 学用品費, 給食費等</p> <p style="text-align: right;">【実施主体: 県】</p>
東日本大震災みやぎこども育英基金事業(奨学金)(教育庁総務課)	<p>東日本大震災みやぎこども育英募金を財源に造成された基金を活用した事業として, 震災で保護者が死亡又は行方不明となった児童生徒等に対し, 安定した学びの機会の確保と希望する進路選択を実現できるよう, その修学を支援する。</p> <p>(奨学金の対象及び金額)</p> <p>小学生 月額金 10,000円, 卒業時一時金 150,000円</p> <p>中学生 月額金 10,000円, 卒業時一時金 200,000円</p> <p>高校生等 月額金 20,000円, 卒業時一時金 600,000円</p> <p>大学生等 月額金 30,000円, 入学時一時金 360,000円</p> <p style="text-align: right;">【実施主体: 県】</p>

② 「高校生等奨学給付金(奨学のための給付金)制度」などによる経済的負担の軽減

【基本的な方向性】

- 家庭の状況にかかわらず, 全ての意志ある高校生が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため, 高等学校等就学支援金事業及び高校生等奨学給付金により, 低所得世帯等における教育費の負担軽減を図るとともに, これらの事業の着実な実施に向け, 保護者等への制度周知の徹底を図っていきます。
- 高等学校の定時制課程及び通信制課程に在学する勤労生徒に対する教育の機会均等を確保するため, 就学資金の貸付など, 経済的支援を行っていきます。
- 東日本大震災により被災し経済的な理由により修学困難となった生徒に対して, 修学を支援していきます。

【主な取組】

事業名	事業内容
高等学校等就学支援金事業 (高校教育課)	<p>家庭の状況にかかわらず, 全ての意志ある高校生が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため, 保護者等の市町村民税所得割額(合算額)が304,200円未満の世帯の生徒に対し, 授業料相当額を就学支援金として支給し, 教育費負担の軽減を図る。</p> <p style="text-align: right;">【実施主体: 国】</p>
高校生等奨学給付金(国公立学校) (高校教育課)	<p>保護者等の市町村民税所得割額が非課税の世帯(生活保護受給世帯を含む)において, 授業料以外の教育費の負担軽減を図る。</p> <p>(給付額(生徒一人当たり年額)) 32,300円(生活保護受給世帯・国公立全日制又は定時制校)～ 129,700円(非課税世帯・国公立全日制又は定時制校・第2子以降)</p> <p style="text-align: right;">【実施主体: 国・県】</p>
高校生等奨学給付金(私立学校) (私学文書課)	<p>保護者等が県内に住所を有し, 市町村民税所得割額が非課税の世帯(生活保護受給世帯を含む)において, 授業料以外の教育費の負担軽減を図る。</p> <p>(給付額(生徒一人当たり年額)) 38,100円(非課税世帯・通信制)～ 138,000円(非課税世帯・私立全日制または定時制校・第2子以降)</p> <p style="text-align: right;">【実施主体: 国・県】</p>

<p>高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸付事業 (高校教育課)</p>	<p>高等学校の定時制課程及び通信制課程に在学する勤労青少年に対し修学資金を貸し付けることにより、修学を促進し、教育の機会均等に資する。</p> <p>〈貸付対象者〉 経済的理由により著しく修学困難な者で、その者の所得が基準額以下の者、恒常的収入を得る職業に就いている等の要件を満たす者</p> <p>〈貸付月額〉 14,000円(卒業時に貸付を受けた全額を償還免除可)</p> <p style="text-align: right;">【実施主体: 県】</p>
<p>高等学校等育英奨学資金貸付事業 (高校教育課)</p>	<p>高等学校等に在学する優れた生徒であって、経済的理由によって修学に困難がある者に奨学資金を貸し付けることにより、修学を支援し有為な人材の育成を図るほか、東日本大震災により被災し経済的理由により修学が困難となった生徒に対して奨学資金を貸し付けることにより、修学を支援する。</p> <p>○高等学校等育英奨学資金貸付(従来からの奨学資金) 〈貸付月額〉 18,000円(国公立自宅通学)～35,000円(私立自学外通学)</p> <p>○高等学校等育英奨学資金貸付(被災生徒奨学資金) 〈貸付月額〉 一律20,000円</p> <p style="text-align: right;">【実施主体: 県】</p>

③ 特別支援教育に関する支援の充実

【基本的な方向性】

- 就学奨励費等により、特別支援学校に就学する幼児、児童及び生徒の保護者等の経済的負担の軽減を図ります。
- 私立学校における特別支援教育に係る経常的経費について補助を行い、私立学校における障害児教育の振興を図ります。

【主な取組】

事業名	事業内容
<p>就学奨励費 (特別支援教育室)</p>	<p>特別支援学校へ就学する幼児、児童及び生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、教科書購入費、学校給食費、交通費、学用品購入費等を支給し、特別支援教育の普及奨励を図る。</p> <p style="text-align: right;">【実施主体: 県】</p>
<p>私立学校特別支援教育費補助 (私学文書課)</p>	<p>私立学校の障害児教育の振興を図るため、私立学校における特別支援教育に係る経常的経費について、当該私立学校を設置する者に対して補助金を交付する。</p> <p>〈1人当たりの補助単価〉 幼稚園・幼保連携型認定こども園784,000円 特別支援学校 1,416,477円</p> <p style="text-align: right;">【実施主体: 県】</p>
<p>被災児童生徒等特別支援教育就学奨励事業 (特別支援教育室)</p>	<p>東日本大震災により被災し、新たに特別支援教育就学奨励費支給の対象となった者や支弁区分が変更となった者に対して、教科書購入費、給食費、学用品費等を支弁することにより、幼児児童生徒の就学の機会を確保する。</p> <p style="text-align: right;">【実施主体: 県】</p>

(4)大学等進学に対する教育機会の提供

意欲と能力のある学生が経済的状況にかかわらず修学の機会が得られるよう、経済的支援を行います。

① 高等教育の機会を保障するような奨学金制度等の経済的支援の充実

【基本的な方向性】

- 意欲と能力のある学生等が経済状況にかかわらず修学の機会を得られるよう、貸付金による支援を行います。

【主な取組】

事業名	事業内容
母子父子寡婦福祉資金 (修学資金・就学支度資金)貸付事業 (子育て支援課)	<p>配偶者がなく、現に児童を扶養している者に対して、母子父子寡婦福祉資金貸付事業として、修学資金及び就学支度資金の無利子の貸付を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○修学資金 …扶養する児童等の高等学校、大学、専修学校等の就学に必要な授業料、書籍代、通学費、教科外活動費等の貸付を行う。父母のいない児童も対象となる。 ○就学支度資金 …高等学校、大学、専修学校等へ入学する場合に必要な被服、履物等の購入等に要する費用の貸付を行う。なお、特に経済的に困難な事情にある母子父子家庭の児童が、小学校又は中学校に入学する場合も対象となる。 <p style="text-align: right;">【実施主体: 県】</p>

② 大学生・専門学校生等に対する経済的支援

【基本的な方向性】

- 安定した生活基盤の確保が困難な状況にある児童養護施設を退所した大学等進学者に対して、一定の条件により返還免除が可能な生活費等の貸付を行い、自立を支援していきます。
- 意欲と能力のある学生が東日本大震災による経済的理由により修学を断念することなく安心して学べるよう、大学等の授業料減免などにより、学生の修学支援を行います。

【主な取組】

事業名	事業内容
児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業 (子育て支援課)	<p>児童養護施設を退所し就職又は進学した者のうち、安定した生活基盤の確保が困難な状況にある者等に対して、家賃相当額・生活費の貸付を行い、これらの者の円滑な自立を支援する。また、児童養護施設等に入所している児童等に対して、就職に必要な各種資格を取得するために必要となる費用の貸付を行い円滑な自立を支援する。</p> <p>〈貸付対象者〉 児童養護施設を退所した者等であって就職した者又は大学等へ進学した者のうち、保護者がいない等により、安定した生活基盤の確保が困難な状況にある者又はそれが見込まれる者</p>

	<p>〈貸付額・期間〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就職者…貸付額:家賃相当額, 貸付期間:2年 ・進学者…貸付額:家賃相当額, 生活費貸付として月額5万円 貸付期間:正規修学年数 ・資格取得希望者…貸付額:資格取得実費(上限25万円) <p>〈返還免除〉</p> <p>家賃貸付及び生活費貸付は5年間の就業継続, 資格取得貸付は2年間の就業継続で返還免除</p> <p style="text-align: right;">【実施主体:国・県・民間等】</p>
公立大学法人宮城大学被災学生支援事業費助成事業 (私学文書課)	<p>意欲ある学生が東日本大震災に係る経済的理由により修学を断念することがないよう, 公立大学法人宮城大学が行った被災学生に対する授業料等の減免等について, 運営費交付金による財政支援を行う。</p> <p style="text-align: right;">【実施主体:県・民間等】</p>
私立学校授業料等軽減特別補助事業 (私学文書課)	<p>被災した幼児児童生徒の就学機会を確保するため, 被災した幼児児童生徒の授業料等を減免する私立学校の設置者に対して補助を行う。</p> <p>〈補助対象学校種〉</p> <p>幼稚園, 小学校, 中学校, 高等学校, 中等教育学校, 特別支援学校, 専修学校, 各種学校</p> <p>〈補助対象経費〉</p> <p>東日本大震災により保護者等が所有し住居としている家屋の全壊半壊等により被災した幼児児童生徒に対して減免した授業料等</p> <p style="text-align: right;">【実施主体:県】</p>
公立専修学校授業料等減免事業 (教育庁総務課・医療整備課・農業振興課)	<p>東日本大震災で被災した生徒の就学機会を確保するため, 専修学校(専門課程)に係る授業料, 入学科を減免するとともに, 減免を行う公立専修学校を設置する市町村に対して補助を行う。</p> <p style="text-align: right;">【実施主体:国・県・市町村】</p>

(5) 生活困窮世帯等への学習支援等

- 放課後子ども教室等の取組により, 放課後や週末等における子どもたちの居場所を確保するとともに, 放課後における学習支援を行います。
- 生活困窮者自立支援法に基づく学習支援事業について, 町村域における実施に向けて, 調査・検討を行います。

【主な取組】

事業名	事業内容
放課後子ども教室推進事業 (生涯学習課) 《再掲》	<p>余裕教室をはじめとする学校諸施設(体育館・校庭等)を活用し, 学習(予習や復習)や体験活動(スポーツや文化体験活動), 交流の場(地域の大人や異年齢の子どもとの交流活動), 遊びの場(お手玉やメンコなど様々な昔の遊び)等の取組を実施する。</p> <p style="text-align: right;">【実施主体:県・市町村】</p>

(6) その他の教育支援

① 子どもの食事・栄養状態の確保

【基本的な方向性】

- 子どもの健やかな発育, 発達や将来の生活習慣病予防に向け, 親世代等における食

育や栄養・食生活に関する意識や食行動の改善等について継続的に取り組み、子どもの頃からの望ましい食習慣の定着を図ります。

【主な取組】

事業名	事業内容
食生活改善普及事業 (健康推進課)	<p>不規則な生活習慣や食生活の変化等に起因した子どもの肥満やむし歯、朝食の欠食などが見られるなか、心身の健やかな発育、発達や将来の生活習慣病予防に向け、子どもの頃からの望ましい食習慣の定着を図るため、親子や親世代を対象に食生活改善講習会を開催するとともに、地域で食生活改善活動を担う人材を育成する。</p> <p>○生活習慣病予防のための食生活改善講習会の実施 …親世代等を対象に、適正体重の維持を目的にバランスのとれた食事についての講話や調理実習などを行う。</p> <p>○食生活改善推進員の育成、活動支援 …食生活改善推進員研修会、食生活改善推進地区組織推進会議の開催等</p> <p style="text-align: right;">【実施主体:国・県】</p>

② 多様な体験活動の機会の提供

【基本的な方向性】

- 学校、家庭、地域が連携し、役割分担しながら教育支援体制の構築を図り、地域の多様な経験や技能を持つ人材・企業等の豊かな社会資源を活用して、体系的・継続的なプログラムを企画・実施できるよう支援を行っていきます。
- 家庭・地域・学校が協働して子どもの学びを支える取組を継続し、地域住民の絆を深めるとともに、児童生徒の将来を見据え、成長を見守り、次代を担う人材を地域ぐるみで育むために、地域全体で子どもを育てる体制の整備を長期的・継続的に行っていきます。

【主な取組】

事業名	事業内容
地域の豊かな社会資源を活用した土曜日の教育支援体制構築事業 (生涯学習課) 《再掲》	<p>子どもたちの土曜日の教育活動の充実のため、地域の多様な経験や技能を持つ人材・企業等の豊かな社会資源を活用し、地域全体で子どもを育てる体制の構築を支援する。</p> <p>市町村に委託し、児童生徒を対象とした、ふるさと歴史講座や伝統芸能・文化体験講座、自然体験、学習支援教室等を実施する。</p> <p style="text-align: right;">【実施主体:県・市町村】</p>
協働教育推進総合事業 (生涯学習課) 《再掲》	<p>家庭・地域・学校が相互に連携し支え合いながら強い絆で協働し、子どもを育てる仕組みづくりを積極的に推進して家庭・地域の教育力の向上を図り、地域全体で子どもを育てる体制の整備を支援する。</p> <p>〈市町村の取組(県から委託)〉</p> <p>○協働教育プラットフォーム事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・推進協議会の設置、コーディネーターの配置 ・家庭教育支援:家庭教育支援チームによる子育て講座等の開催、親の学びの機会の提供、「親の学びのプログラム」普及・啓発 ・地域活動支援:放課後や休日、長期休業日などに学校で体験できない活動プログラムの提供 ・学校教育支援:学校のニーズに合わせた学校支援ボランティア等の派遣

	<p>〈県の取組〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○協働教育基盤形成事業 …研修会を開催し、家庭・地域・学校の連携・協働を促進するために必要な人材養成を行う。 ○協働教育普及・振興事業 …協働教育の普及・振興を図るために功績者の表彰や情報収集・発信、研修等を実施する。 ○教育応援団事業 …子どもの教育活動を支援する個人・企業・団体等を「みやぎ教育応援団」として認証・登録し、「みやぎの教育応援団リスト」を作成、学校等に情報を提供する。 <p style="text-align: right;">【実施主体: 県・市町村】</p>
--	---

2 生活の支援

(1) 保護者の生活支援

貧困の状況にある子どもが、社会的な孤立に陥ることのないよう、相談事業等の充実を図るとともに、生活保護等の関連制度を一体的に捉え施策を推進します。

① 保護者の自立支援

【基本的な方向性】

- ひとり親家庭の経済的自立や生活の安定に向けた相談、支援等を行うひとり親家庭支援員を福祉事務所に配置するとともに、複雑化する課題への対応を図るため支援員の資質向上や、配置の促進に努めていきます。
- ひとり親家庭が、安心して子育てをしながら生活することができる環境整備を図るため、一時的な家事援助、保育等のサービス等、必要な支援を行います。
- ひとり親家庭が必要な情報を十分に得ることができるよう、的確な情報提供に努めるとともに、就業相談や弁護士等による面接相談など、必要に応じて様々な課題に対応できる相談事業を実施します。
- 生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関の設置により、生活困窮に陥るおそれのある保護者等に対して、関係機関と連携して包括的、継続的に支援を行うとともに、制度の周知や様々な社会資源等との連携に努め、早期の自立支援を図っていきます。

【主な取組】

事業名	事業内容
ひとり親家庭支援員設置事業 (子育て支援課)	ひとり親家庭等の相談に応じ、自立に必要な指導助言や支援を行うため、県保健福祉事務所や市福祉事務所にひとり親家庭支援員を配置する。 【実施主体: 県・市町村】
ひとり親家庭等日常生活支援事業 (子育て支援課)	ひとり親家庭及び寡婦が、安心して子育てをしながら生活することができる環境を整備するため、修学や疾病などにより一時的に家事援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員を派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等において児童の世話を行う。 〈支援の対象〉 一時的に家事援助、保育のサービスが必要な場合、技能習得のための通学や就職活動、病気や事故、冠婚葬祭や出張 など 〈支援の内容〉 乳幼児の保育、食事の世話、身の回りの世話、生活必需品等の買い物 など 【実施主体: 県・市町村】
母子父子家庭等特別相談事業 (子育て支援課)	生活上抱える諸問題のうち、専門的な解決を要する法律相談を中心に弁護士が無料で面接相談に応じる。 【実施主体: 県】
母子父子家庭等電話相談事業 (子育て支援課)	平日に時間的余裕が持てないひとり親家庭のために、日曜日を相談日として、子どもの養育や教育に関する相談、各種手当など生活援護に関する相談や就業に関する問題など様々な悩みについて気軽に相談でき

	る電話相談事業を実施する。 【実施主体: 県】
生活困窮者自立支援事業 (社会福祉課)	生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関を設置し、生活困窮に陥るおそれのある保護者や子どもの支援を関係機関と連携して包括的、継続的に行う。また、直接訪問するなどの方法により早期発見、早期支援を行うことで、生活困窮に陥ることをいち早く防ぐ。 (対象者) 生活困窮に陥るおそれのある者 (自立相談支援機関設置箇所) 県・市の福祉事務所単位に設置(平成27年度:計14箇所) 【実施主体: 国・県・市町村】

② 保育等の確保

【基本的な方向性】

- 就労等により保育を必要とする全ての子育て家庭のニーズに対応するため、待機児童の解消を目標にして、保育所等整備、家庭的保育及び小規模保育などを支援していきます。
- 放課後児童クラブの計画的な整備など、子ども・子育て支援法による地域子ども子育て支援事業の着実な推進や、私立幼稚園等における預かり保育等の推進を図ります。
- 子ども・子育て支援新制度による保育所等の利用調整において、ひとり親家庭が優先的に利用できるよう配慮していきます。

【主な取組】

事業名	事業内容
私立学校教育改革推進特別経費補助(子育て支援推進事業) (私学文書課)	私立学校の振興育成・健全な発達を図るため、私立学校における教育改革推進に係る経費について、当該私立学校を設置する者に対して私立学校教育改革推進特別経費補助金を交付する。 (対象) 教育時間終了後の預かり保育を継続的に実施する私立(学校法人立のみ)の幼稚園又は幼保連携型認定こども園 【実施主体: 県】
私立幼稚園預かり保育等推進事業補助 (私学文書課)	私立幼稚園等における預かり保育等の推進を図るため、私立幼稚園等における預かり保育等に係る経費について、設置者に対して補助を行う。 (対象) 教育時間終了後の預かり保育を継続的に実施する私立(学校法人立を除く)の幼稚園又は幼保連携型認定こども園 【実施主体: 県】
待機児童解消推進事業 (子育て支援課)	市町村が行う保育所等整備に対して補助を行うほか、各種待機児童解消施策を効果的・効率的に推進し、県内(仙台市除く。)における待機児童の解消を図る。 ○保育所等整備支援 …保育所等整備に要する経費について補助を行う。 ○低年齢児保育(家庭的保育者育成等)支援 …家庭的保育者の育成に必要となる研修を実施する。 ○待機児童解消加速化プラン強化事業の推進 …認可化を目指す認可外保育施設の運営に要する経費等の補助を行う。 【実施主体: 県・市町村・民間等】

③ 保護者の健康確保

【基本的な方向性】

- 全ての乳児のいる家庭を訪問し、母子の心身の健康状況の把握や相談を行うとともに、支援施策の情報提供等により、支援が必要な家庭に対する適切なサービス提供に結びつけていきます。
- 養育支援が特に必要であると判断した家庭に対しては、保健師・助産師・保育士等による養育に関する指導や助言等を行うことにより、家庭における適切な養育を支援していきます。

【主な取組】

事業名	事業内容
乳児家庭全戸訪問事業 (子育て支援課)	市町村の保健師等が全ての乳児のいる家庭を訪問し、その居宅において様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつける。 〈支援内容〉 育児に関する不安や悩みの傾聴・相談、子育て支援に関する情報提供、乳児及びその保護者の心身の様子及び養育環境の把握、支援が必要な家庭に対する提供サービスの検討、関係機関との連絡調整等 【実施主体: 県・市町村】
養育支援訪問事業 (子育て支援課)	乳児家庭全戸訪問事業等により把握された、養育支援が特に必要と認められる家庭の児童及びその養育者を対象として、市町村の保健師やヘルパー等が対象家庭を訪問し、以下の内容を実施する。 ・妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭等に対する安定した妊娠出産・育児を迎えるための相談・支援 ・不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭に対する養育環境の維持・改善や子の発達相談のための相談・支援 ・児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により児童が復帰した後の家庭に対して家庭復帰が適切に行われるための相談・支援 等 【実施主体: 県・市町村】

④ 母子生活支援施設の活用

【基本的な方向性】

- 母子世帯における児童の健全な成長発達等を支援するため、母子生活支援施設において自立に向けた支援を行います。

【主な取組】

事業名	事業内容
母子生活支援施設への入所 (子育て支援課)	母子生活支援施設において、母子世帯における児童の健全な成長発達と自立へ向けて支援を行う。 ・母親の情緒的安定と生活行動への支援 ・児童の生活や学習への支援 ・社会的共同生活における社会性を培う支援 ・行事等を通じた豊かな生活をつくる支援 【実施主体: 県・市町村】

(2) 子どもの生活支援

安定した生活基盤の確保が困難な状況にある児童養護施設等を退所した子どもの自立を支援します。また、子どもたちの望ましい食習慣等の形成に資するよう、指導の充実を図ります。

① 児童養護施設等の退所児童等の支援**【基本的な方向性】**

- 児童養護施設等を退所した子どもや、里親等に委託中又は委託解除後の子どもの自立の促進に寄与するものとして、身元保証人の確保と施策の周知を図ります。
- 安定した生活基盤の確保が困難な状況にある児童養護施設を退所した大学等進学者及び就職者に対して、一定の条件により返還免除が可能となる生活費等の貸付を行うほか、児童養護施設等に入所している児童等に対しても、同様に返還免除が可能となる就職に必要な資格取得費用の貸付を行うなど、児童養護施設等退所後に円滑な自立ができるよう支援していきます。

【主な取組】

事業名	事業内容
身元保証人確保対策事業 (子育て支援課)	<p>児童養護施設等に入所中又は退所した子どもや、里親等に委託中又は委託解除後の子どもに対し、就職やアパート等を賃借する際に施設長等が身元保証人となった場合の損害保険契約を全国社会福祉協議会が契約者として締結することにより、身元保証人を確保する。</p> <p>〈対象〉 児童養護施設に入所し、若しくは里親等に委託をされている子ども又は児童養護施設を退所し、若しくは里親等の退所又は委託が解除されてから1年以内の子ども</p> <p style="text-align: right;">【実施主体: 県・市町村】</p>
児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業 (子育て支援課) 《再掲》	<p>児童養護施設を退所し就職又は進学した者のうち、安定した生活基盤の確保が困難な状況にある者等に対して、家賃相当額・生活費の貸付を行う。また、児童養護施設等に入所している児童等に対して、就職に必要な各種資格を取得するために必要となる費用の貸付を行う。</p> <p>〈貸付対象者及び貸付額等〉 児童養護施設を退所した者等であって就職した者又は大学等へ進学した者のうち、保護者がいない等により、安定した生活基盤の確保が困難な状況にある者又はそれが見込まれる者</p> <p>〈貸付額・期間〉 ・就職者…貸付額:家賃相当額, 貸付期間:2年 ・進学者…貸付額:家賃相当額, 生活費貸付として月額5万円 貸付期間:正規修学年数 ・資格取得希望者…貸付額:資格取得実費(上限25万円)</p> <p>〈返還免除〉 家賃貸付及び生活費貸付は5年間の就業継続, 資格取得貸付は2年間の就業継続で返還免除</p> <p style="text-align: right;">【実施主体: 国・県・民間等】</p>

② 食育の推進に関する支援

【基本的な方向性】

- 食を生きる上での基本としてとらえ、健全な食生活の実現と豊かな人間形成を目指すため、「宮城県食育推進プラン」に基づき、食育に関する普及啓発や人材育成、体制整備を行います。
- 子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、学校教育活動全体を通じて食に関する指導の充実を図っていきます。

【主な取組】

事業名	事業内容
みやぎの食育普及啓発事業 (健康推進課)	<p>「宮城県食育推進プラン」に基づき、行政や各関係機関、団体等と連携し、食育の普及啓発や人材育成、体制整備を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○みやぎ食育認知度アップ推進事業 …みやぎまるごとフェスティバルにおける食育コーナーの設置、みやぎの食育通信の発行等 ○みやぎの食育月間(11月)普及事業 …みやぎ食育フォーラムの開催、みやぎ食育表彰の実施、パネル展示、食育ランチの提供 <p style="text-align: right;">【実施主体: 県】</p>
こどもの健康を育む総合食育推進事業 (スポーツ健康課)	<p>子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、学校給食を活用した食に関する指導の推進を目的とした研修を行い、各教科、総合的な学習の時間、特別活動等の学校教育活動全体を通じて食に関する指導の充実を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校給食の充実を図り、児童生徒の健康と望ましい食習慣の形成に資するための研修会を実施する。 ・学校教育活動全体を通じた食に関する指導の充実をはかるための研修会を実施する。 <p style="text-align: right;">【実施主体: 県・民間等】</p>

③ ひとり親家庭や生活困窮世帯の子どもの居場所づくりに関する支援

【基本的な方向性】

- 放課後子ども教室等の取組により、放課後や週末等における子どもたちの居場所を確保するとともに、放課後における学習支援を行います。(再掲)
- 就労等により保育を必要とする全ての子育て家庭のニーズに対応するため、待機児童の解消を目標にして、保育所等整備、家庭的保育及び小規模保育などを支援していきます。(再掲)
- 放課後児童クラブの計画的な整備など、子ども・子育て支援法による地域子ども子育て支援事業の着実な推進や、私立幼稚園等における預かり保育等の推進を図ります。(再掲)
- 子どもへの食事の提供や居場所づくり、学習支援などの支援を行う「子ども食堂」の設置や、食糧支援を行う「フードバンク活動」について調査・検討を進めます。

【主な取組】

事業名	事業内容
放課後子ども教室推進事業 (生涯学習課) 《再掲》	<p>余裕教室をはじめとする学校諸施設(体育館・校庭等)を活用し,学習(予習や復習)や体験活動(スポーツや文化体験活動),交流の場(地域の大人や異年齢の子どもとの交流活動),遊びの場(お手玉やメンコなど様々な昔の遊び)等の取組を実施する。</p> <p style="text-align: right;">【実施主体: 県・市町村】</p>
待機児童解消推進事業 (子育て支援課) 《再掲》	<p>市町村が行う保育所等整備に対して補助を行うほか,各種待機児童解消施策を効果的・効率的に推進し,県内(仙台市を除く。)における待機児童の解消を図る。</p> <p>○保育所等整備支援 …保育所等整備に要する経費について補助を行う。</p> <p>○低年齢児保育(家庭的保育者育成等)支援 …家庭的保育者の育成に必要となる研修を実施する。</p> <p>○待機児童解消加速化プラン強化事業の推進 …認可化を目指す認可外保育施設の運営に要する経費等の補助を行う。</p> <p style="text-align: right;">【実施主体: 県・市町村・民間等】</p>
私立学校教育改革推進 特別経費補助(子育て支援推進事業) (私学文書課) 《再掲》	<p>私立学校の振興育成・健全な発達を図るため,私立学校における教育改革推進に係る経費について,当該私立学校を設置する者に対して私立学校教育改革推進特別経費補助金を交付する。</p> <p>〈対象〉 教育時間終了後の預かり保育を継続的に実施する私立(学校法人立のみ)の幼稚園又は幼保連携型認定こども園</p> <p style="text-align: right;">【実施主体: 県】</p>
私立幼稚園預かり保育等 推進事業補助 (私学文書課) 《再掲》	<p>私立幼稚園等における預かり保育等の推進を図るため,私立幼稚園等における預かり保育等に係る経費について,設置者に対して補助を行う。</p> <p>〈対象〉 教育時間終了後の預かり保育を継続的に実施する私立(学校法人立を除く)の幼稚園又は幼保連携型認定こども園</p> <p style="text-align: right;">【実施主体: 県】</p>

(3) 関係機関が連携した包括的な支援体制の整備

① 関係機関の連携

【基本的な方向性】

- 生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関の設置により,生活困窮に陥るおそれのある保護者等に対して,関係機関と連携して包括的,継続的に支援を行うとともに,制度の周知や様々な社会資源等との連携に努め,早期の自立支援を図っていきます。
(再掲)
- 貧困の状況にある子どもや家庭の実態把握と支援ニーズの調査・分析のもと,地域における支援体制の整備推進に努めていきます。
- 関係機関,団体と連携し,専門的な知識を有する少年警察補導員による立ち直り支援活動により少年の健全育成を図ります。また,複雑な問題を抱える少年に関する相談への対応や支援活動に関し,担当職員に必要な知識や技能の習得を図ります。

【主な取組】

事業名	事業内容
生活困窮者自立支援事業 (社会福祉課) 《再掲》	<p>生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関を設置し、生活困窮に陥るおそれのある保護者や子どもの支援を関係機関と連携して包括的、継続的に行う。また、直接訪問するなどの方法により早期発見、早期支援を行うことで、生活困窮に陥ることをいち早く防ぐもの。</p> <p>〈対象者〉 生活困窮に陥るおそれのある者</p> <p>〈自立相談支援機関設置箇所〉 県・市の福祉事務所単位に設置(平成27年度:計14箇所) 【実施主体:国・県・市町村】</p>
子どもの未来応援地域ネットワーク形成支援事業 (子育て支援課)	<p>地域の実情を踏まえ、各種施策を組み合わせるなど創意工夫を凝らし、子どもの発達・成長段階に応じて切れ目なく「つなぎ」、教育と福祉を「つなぎ」、関係行政機関・地域の企業・NPO・自治会などを「つなぐ」地域ネットワークを形成し支援を行う。</p> <p>○実態調査と支援体制の整備計画策定(事業主体:市町村) 貧困の状況にある子ども等の実態把握と支援ニーズの調査・分析や支援ニーズに対応する社会資源及び今後必要となる資源量の把握を行い、「3つのつなぎ」を実現する人材・機関(コーディネーター)を核とした体制整備を念頭に、支援体制の整備計画の策定を行う。</p> <p>○コーディネーターの位置付けを含む具体的な体制整備(事業主体:市町村) 策定した整備計画をもとに、コーディネーターの位置付けを含む具体的な体制整備を行う。</p> <p>○地方自治体独自の先行的なモデル事業(実施主体:県または市町村) 「子供の未来応援国民運動」と適宜連動し、地域の資源を活かした先行的なモデル事業を行う。</p> <p>○「子供の未来応援基金「子供の生きる力を育むモデル拠点事業」との事業連携(事業主体:県または市町村) 民間の「子供の未来応援基金」事業(子供の生きる力を育むモデル拠点事業)と地域をつなぐネットワーク事業に対する支援を実施する。 【実施主体:国, 県, 市町村】</p>
少年立ち直り支援推進事業 (少年課)	<p>関係機関、団体と連携した専門的な知識を有する少年警察補導員による立ち直り支援活動により少年の健全育成を図る。</p> <p>○「少年サポートセンターせんだい」の運営 ・少年警察補導員5名体制 ・平成27年4月1日開設</p> <p>○関係機関や団体と連携しながら各体験活動、学習支援、就学支援等の支援活動を実施し、少年の立ち直りを図る。 【実施主体:県】</p>

(4) 子どもの就職支援

① 児童養護施設等の退所児童等に対する就職支援

【基本的な方向性】

- 児童養護施設等を退所した子どもや、里親等に委託中又は委託解除後の子どもの会的自立の促進に寄与するものとして、身元保証人の確保と施策の周知を図ります。(再掲)
- 安定した生活基盤の確保が困難な状況にある児童養護施設を退所した就職者等に対

して、一定の条件により返還免除が可能となる生活費等の貸付を行うほか、児童養護施設等に入所している児童に対しても、同様に返還免除が可能となる就職に必要な資格取得費用の貸付を行うなど、児童養護施設等退所後に円滑な自立ができるよう支援していきます。

【主な取組】

事業名	事業内容
身元保証人確保対策事業 (子育て支援課) 《再掲》	児童養護施設等に入所中又は退所した子どもや、里親等に委託中又は委託解除後の子どもに対し、就職やアパート等を賃借する際に施設長等が身元保証人となった場合の損害保険契約を全国社会福祉協議会が契約者として締結することにより、身元保証人を確保する。 (対象) 児童養護施設に入所し、若しくは里親等に委託をされている子ども又は児童養護施設を退所し、若しくは里親等の退所又は委託が解除されてから1年以内の子ども 【実施主体: 県・市町村】
児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業 (子育て支援課) 《再掲》	児童養護施設を退所し就職又は進学した者のうち、安定した生活基盤の確保が困難な状況にある者等に対して、家賃相当額・生活費の貸付を行い、これらの者の円滑な自立を支援する。また、児童養護施設等に入所している児童等に対して、就職に必要な各種資格を取得するために必要となる費用の貸付を行い円滑な自立を支援する。 (貸付対象者及び貸付額等) 児童養護施設を退所した者等であって就職した者又は大学等へ進学した者のうち、保護者がいない等により、安定した生活基盤の確保が困難な状況にある者又はそれが見込まれる者 (貸付額・期間) ・就職者…貸付額:家賃相当額, 貸付期間:2年 ・進学者…貸付額:家賃相当額, 生活費貸付として月額5万円 貸付期間:正規修学年数 ・資格取得希望者…貸付額:資格取得実費(上限25万円) (返還免除) 家賃貸付及び生活費貸付は5年間の就業継続, 資格取得貸付は2年間の就業継続で返還免除 【実施主体: 国・県・民間等】

② 親の支援のない子ども等への就職支援

【基本的な方向性】

- 若年者等に対する就職支援をワンストップで行う「みやぎジョブカフェ」において、フリーターやニート、高校中退者等の就職支援を行うほか、在職者向けの職場定着支援や転職支援等の取組を推進します。

【主な取組】

事業名	事業内容
若年者の就職支援のためのワンストップセンター事業 (雇用対策課)	地域の企業・学校等との幅広い連携の下、職業相談、各種就職支援セミナー、職場体験機会の確保など、15歳から44歳以下の若年者等に対する就職支援をワンストップで行うみやぎジョブカフェを運営する。 (支援内容)

	個別就職相談(キャリアコンサルティング), 各種就職支援セミナー, 職業訓練・職場体験紹介, 職業紹介, 就職後のフォローアップ, 合同企業説明会, 雇用関連情報提供 など 【実施主体: 県】
--	---

③ 定時制高校に通学する子どもの就職支援

【基本的な方向性】

- 就職を希望する新規高校卒業予定者に対し, 宮城労働局等と連携した支援を実施し, 新規高卒者の就職促進及び就職後の職場定着の向上を図ります。
- 定時制高校においては, 高等技術専門校や職業能力開発校と連携し, 専門技術習得を支援するなど, 生徒が将来, 自立した生活が送れるよう長期的・継続的に支援を行っていきます。

【主な取組】

事業名	事業内容
高卒就職者援助事業 (雇用対策課)	新規高校卒業予定者のうち, 就職を希望する者に対し, 宮城労働局, 県教育委員会等と連携して, 各種支援を実施することにより, 新規高卒者の就職促進及び就職後の職場定着の向上を図るとともに, 労働者の確保による県内企業の活性化を図る。 ○合同企業説明会の開催 …県内の高校生, 教員等を対象に, 県内高校生の採用を予定している企業の説明会を開催する。 ○合同就職面接会の開催 …県内の高校生と企業との面接, ハローワーク職員による職業相談を行う。 【実施主体: 県】
進路達成支援事業 (高校教育課)	生徒に対し自らが社会でどのような役割を果たすべきかを考えさせ, 志をもって高校生活を送ることができるように支援する。また, 就職を希望する生徒に対し, 内定率・定着率の向上を目指した即効性のある取組を行う。 ○就職達成セミナー (対象: 卒業学年) …就職試験直前の生徒や未内定者等に対するガイダンスや模擬面接を実施 ○進路指導担当者連絡会議 (対象: 教員) …進路指導体制整備のため, 各学校において中心的・指導的な役割を担う教員に対し研修を実施 ○企業説明会, 企業見学会の実施 …関係機関と連携し企業説明会・企業見学会を実施 ○就職面接会の実施 …関係機関と連携し就職面接会を実施 ○定着率向上を目指した連携協力 …社会保険労務士会等と連携し, 定着率向上を目指したセミナー等を実施 ○インターンシップの推進 …関係機関と連携し, インターンシップ受入企業の情報提供 ○定時制高校等職業教育充実事業 …高等技術専門校や職業能力開発校と連携し, 専門技術習得を支援 ○新規高卒未就職対策事業 …高卒求職者, パート, 臨時的職業従事者を対象に関係機関と連携した職能開発プログラムを実施 ○進路探求ワークショップ

	<p>…NPOと連携し、学校等を会場とした少人数によるワークショップ形式でのセミナー開催を支援</p> <p style="text-align: right;">【実施主体: 県】</p>
--	---

④ 高校中退者等への就職支援

【基本的な方向性】

- 若年者等に対する就職支援をワンストップで行うみやぎジョブカフェにより、フリーターやニート、高校中退者等の就職支援を行うほか、在職者向けの職場定着支援や転職支援等の取組を推進します。(再掲)

【主な取組】

事業名	事業内容
若年者の就職支援のためのワンストップセンター事業 (雇用対策課) 《再掲》	地域の企業・学校等との幅広い連携の下、職業相談、各種就職支援セミナー、職場体験機会の確保など、15歳から44歳以下の若年者等に対する就職支援をワンストップで行うみやぎジョブカフェを運営する。 〈支援内容〉 個別就職相談(キャリアコンサルティング)、各種就職支援セミナー、職業訓練・職場体験紹介、職業紹介、就職後のフォローアップ、合同企業説明会、雇用関連情報提供 など <p style="text-align: right;">【実施主体: 県】</p>

(5) 支援する人員の確保等

① 社会的養護の体制整備、児童相談所の相談機能強化

【基本的な方向性】

- 家庭的養護の推進のため、里親制度の普及促進を図るとともに、児童相談所に里親委託推進員を配置し、里親委託を推進します。
- 児童相談所の職員等の児童虐待対策の実践研修等への参加を促進し、相談機能等、専門性の強化を図っていきます。
- 児童養護施設等における設備更新等を推進し、児童養護施設等に入所している児童の生活向上を図ります。
- 震災孤児をはじめとする要保護児童を養育する里親等の増加への取組等を行うとともに、里親等への支援体制の強化を図ります。

【主な取組】

事業名	事業内容
里親支援機関事業 (子育て支援課)	家庭的養護の推進のため、里親制度の普及促進を図るとともに、児童相談所に里親委託推進員を配置し、里親委託を推進する。 <ul style="list-style-type: none"> ○里親制度普及促進事業 <ul style="list-style-type: none"> …県里親会に里親制度の普及促進に関するフォーラムの開催や交流会の開催の事業を委託し実施するとともに、各児童相談所が地域単位の里親制度説明会を開催して、里親制度の普及促進を図る。 ○里親委託推進・支援等事業 <ul style="list-style-type: none"> …児童相談所に里親委託推進員を配置し、里親委託推進検討会を設けることで、児童相談所、児童福祉施設、里親等の連携を図り、里

IV 指標の改善に向けた具体的取組

	親委託を推進する。 【実施主体: 県】
専門性強化事業 (子育て支援課)	児童相談所の職員が実践研修等に参加し、専門性の強化を図る。 ○サインズ・オブ・セーフティ・アプローチ研修会 …他県から講師を招き、年3回研修会を実施する。 ○コモン・センス・ペアレンティング研修 …家族再統合等の強化のため、専門性の強化を図る。 【実施主体: 県】
社会的養護拡充事業 (子育て支援課)	児童養護施設、ファミリーホーム及び自立援助ホームを継続的に運営するために必要な備品や設備の更新、内部改修等に要する費用を当該施設等に補助し、入所している子どもの早急な生活向上を図る。 【実施主体: 国・県】
里親等支援センター事業 (子育て支援課)	「里親等支援センター」を設置し、震災孤児をはじめとする要保護児童を養育する里親等の増加への取組等を行うとともに、里親等への支援体制の強化を図るもの ○里親制度普及促進事業 …里親制度パンフレット作成、説明会の開催等 ○里親等支援事業 …里親サロンの開催、里親等訪問支援等 ○里親等能力開発事業 …里親研修、里親トレーニング等 ○関係機関連絡調整事業 …里親と子どものマッチング調整、里親委託等推進委員会等 【実施主体: 国・県】

② 相談職員の資質向上

【基本的な方向性】

- 東日本大震災による児童生徒の心理面の影響も踏まえ、長期的視点に立った児童生徒の心理的ケアを支える教員の支援技術向上を図ります。また、地域全体での児童・生徒の健全育成への取組強化、地域の子育て機能の回復・強化を図るとともに、体制整備を推進します。

【主な取組】

事業名	事業内容
心のケア研修事業【教職員CUP事業】 (教職員課)	学校と地域の保健福祉活動(児童相談所、保健師など)との連携による、教員を対象とする被災児童生徒の心のケアに関する研修会の開催 ○子どものこころサポート訪問研修会 …希望する学校に大学教授、精神科医、臨床心理士を派遣し、講義形式または事例検討方式で行う研修会を実施する。 ○子どものこころサポートサテライト研修会 …学校と地域の社会福祉協議会等、養護教諭と保健師の連携による実践事例発表や被災地の学校教員による実践事例発表等による研修会を実施する。 ○実施協議会 …県内3地区(気仙沼、石巻、仙南)に、指導主事を派遣し、心のケアに係る地域連絡会議を実施する。 【実施主体: 国・県】

(6) その他の生活支援**① 住宅支援****【基本的な方向性】**

- 住宅に困窮するひとり親世帯や多子世帯などに対して優先的な入居の措置を行うほか、就業が困難なひとり親世帯等に対する家賃減免を行うなど、住宅に困窮するひとり親世帯等の生活基盤確保のため県営住宅の優遇措置等を実施していきます。
- 母子父子寡婦福祉資金(住宅資金, 転宅資金)の貸付けを通じ、ひとり親家庭の住宅支援を行います。
- 生活困窮者自立支援法に基づき、離職等により住居を喪失又はそのおそれのある方に対して住居確保給付金を支給します。

【主な取組】

事業名	事業内容
母子父子寡婦福祉資金(住宅資金・転宅資金)貸付事業(子育て支援課)	<p>配偶者がなく、現に児童を扶養している方に対して、母子父子寡婦福祉資金貸付事業として、住宅資金及び転宅資金を無利子または年利1.0%により貸付けを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○住宅資金 <ul style="list-style-type: none"> …居住・所有する住宅の補修, 保全, 改築又は増築, あるいは自ら居住し, 所有するための住宅を建設・購入する場合に必要な経費を貸し付ける。 ○転宅資金 <ul style="list-style-type: none"> …住居を移転する場合に必要な経費を貸し付けるもので、敷金, 権利金, 前家賃などの一時金及び特に必要と認められる運送費にあてるための経費が対象となる。 <p style="text-align: right;">【実施主体: 県】</p>
生活困窮者自立支援事業(住居確保給付金)(社会福祉課)	<p>生活困窮者自立支援法に基づき、住居を喪失するおそれのある世帯、または、住居を喪失した世帯に対し、安定した住居を確保するため、家賃相当額を最大9カ月間給付する。</p> <p>(対象者) 住居を喪失するおそれのある世帯、又は住居を喪失した世帯で、一定の収入に満たないもの。</p> <p>(給付金額) 家賃相当額(最大で生活保護住宅扶助基準額内)</p> <p style="text-align: right;">【実施主体: 県・市】</p>

3 保護者に対する就労の支援

① 親の就労支援

【基本的な方向性】

- ひとり親家庭の経済的自立や生活の安定に向けた相談、支援等を行うひとり親家庭支援員を配置するとともに、複雑化する課題への対応を図るため支援員の資質向上や、配置の促進に努めていきます。(再掲)
- 保健福祉事務所(福祉事務所)に自立支援プログラム策定員を配置し、児童扶養手当受給者に対して個々の状況や希望等に応じた自立支援プログラムを策定することで自立促進を図ります。
- ひとり親家庭の親について、就職に有利となる資格取得の促進を図るため、資格取得に係る受講期間において給付金を支給するとともに、入学準備金・就職準備金を貸し付け、ひとり親家庭の更なる自立促進に結びつけていきます。
- ひとり親家庭等の生活支援や就業支援等を効果的に推進するため、「母子父子家庭等就業・自立支援センター」を設置し、ハローワーク等関係機関と連携を図りながら、就業相談や就業支援講習会等を実施し、ひとり親家庭等の生活の安定と自立促進を図っていきます。
- ひとり親家庭等における就労支援に資するものとして、家庭と仕事の両立や働く女性に関する支援制度の周知等により、家庭と仕事が両立できる環境づくりや女性が働きやすい環境づくりを進めます。

【主な取組】

事業名	事業内容
自立支援プログラム策定事業 (子育て支援課)	保健福祉事務所(福祉事務所)に自立支援プログラム策定員を配置して、児童扶養手当受給者に対して個々の状況や希望等に応じた自立支援プログラムを策定し、自立促進に努める。 <ul style="list-style-type: none"> ・個別に面接を実施 ・本人の生活状況、就業への意欲、資格取得への取組等の状況を把握 ・個々のケースに応じて支援メニューを組み合わせた自立支援プログラムの策定 ・策定後の状況を継続的にフォロー <p style="text-align: right;">【実施主体: 県】</p>
高等職業訓練促進給付金事業 (子育て支援課)	ひとり親家庭の保護者について、就職を容易にするために必要な資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間について給付金を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にする。 〈対象資格〉 就職の際に有利となる資格であって、法令の定めにより養成機関において1年以上のカリキュラムを修業することが必要とされているものについて、都道府県知事等が地域の実情に応じて定める。(看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士等) 〈支給対象期間〉 修業する全期間(上限3年) 〈支給額〉

	<p>月額10万円(住民税課税世帯は月額70,500円) 【実施主体:県・市町村】</p>
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業 (子育て支援課)	<p>高等職業訓練促進給付金を活用するひとり親家庭の保護者に対して、入学準備金・就職準備金を貸し付ける。</p> <p>〈貸付対象者〉 高等職業訓練促進給付金の支給対象となっている者</p> <p>〈貸付額〉 ・入学準備金 50万円(養成機関入学時) ・就職準備金 20万円(養成機関を修了し、資格を取得した場合)</p> <p>〈返還免除〉 養成機関卒業から1年以内に資格を活かして就職し、県内等において、5年間その職に従事した場合</p> <p>【実施主体:国・県・市町村】</p>
母子父子家庭等就業・自立支援センター事業 (子育て支援課)	<p>母子父子家庭等就業・自立支援センター事業において、就業相談や就業支援講習会等を実施し、ひとり親家庭等生活の安定と自立促進を図る。</p> <p>○就業支援事業 …就業相談、助言の実施、企業の意識啓発、求人開拓の実施</p> <p>○就業情報提供事業 …求人情報の提供</p> <p>○就業支援講習会等事業 …就業準備等に関するセミナーの実施、資格等を取得するための就業支援講習会の実施</p> <p>○地域生活支援事業 …生活相談の実施</p> <p>【実施主体:県】</p>
いきいき男女共同参画推進事業 (共同参画社会推進課)	<p>企業等におけるポジティブ・アクションやワーク・ライフ・バランスについての普及啓発を図ることにより、女性も男性も能力を発揮しやすい両立支援等の充実した職場環境づくりを促進するとともに、キャリアアップを目指す女性や女性の活躍促進を支援する人材の育成を行い、男女共同参画の実現に資する。</p> <p>○「女性のチカラは企業の力」普及推進事業 …ポジティブ・アクション等の推進に取り組む企業等を「女性のチカラを活かす企業」として認証し認証書等を交付するほか、顕著な取組を行っている企業の表彰やシンポジウムの開催・表彰企業等の好取組を紹介するポイント集を作成することにより、普及啓発を図る。</p> <p>○いきいき男女共同参画人材育成事業 …女性の人材育成や、女性の活躍促進を支える人づくりを推進し、労働者が仕事と生活の両立を図りながら、企業等において能力を発揮し、いきいきと活躍し続けることを支援する。</p> <p>【実施主体:県】</p>

② 親の学び直しの支援

【基本的な方向性】

- 自立支援教育訓練給付金事業の活用等により、主体的な能力開発の取組を支援し、自立の促進を図るなど、親の学び直しの視点も含めた就業支援を推進します。
- ひとり親の学び直しを支援することで、よりよい条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていきます。

【主な取組】

事業名	事業内容
自立支援教育訓練給付金事業 (子育て支援課)	ひとり親家庭の保護者が自治体の定める教育訓練講座を受講し、修了した場合にその経費の一部(受講料の6割相当額(上限20万円))を支給する。 【実施主体:県・市町村】
高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 (子育て支援課)	高卒認定試験合格のための講座(通信講座を含む)を受け、これを修了した際に受講費用の一部を支給するとともに、高卒認定試験に合格した場合にも受講費用の一部を支給する。 (対象者) ひとり親家庭の親及び子ども (対象講座) 高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座で実施主体が適当と認めるもの (支給内容) ・受講修了時給付金:受講費用の2割(上限10万円) ・合格時給付金:受講費用の4割(受講修了時給付金と合わせて上限15万円) 【実施主体:国・県・市】

③ 就労機会の確保

【基本的な方向性】

- ひとり親の雇用機会の拡充を図るため、自治体等の求人情報を効果的に提供していくとともに、経営者団体や労働者団体等関係団体と連携し、ひとり親等の雇用促進や、就業情報の提供等を行う「母子父子家庭等就業・自立支援センター事業」について、事業主等に対する啓発活動を積極的に推進していきます。

【主な取組】

事業名	事業内容
事業主への啓発活動及び雇用の促進 (子育て支援課)	ひとり親や寡婦の雇用の促進や、「母子父子家庭等就業・自立支援センター事業」についての理解を深めていただくため、経営者団体や労働者団体等関係団体と連携し、事業主等に対する啓発活動を積極的に推進する。 ・事業主等に対する啓発資料の作成、配布 ・広報誌等を活用した普及啓発 ・企業訪問等による普及啓発 【実施主体:国・県・民間等】

4 経済的支援

子どもの貧困対策を進めるためには、世帯の生活の安定が重要であることから、その下支えとなる児童扶養手当等の経済的支援を着実に実施していきます。

① 児童扶養手当等の経済的支援の実施

【基本的な方向性】

- 児童扶養手当等の支給を着実に実施し、ひとり親世帯等の生活の安定と自立の促進等を図ります。
- 母子・父子家庭及び父母のない児童の家庭の医療費に係る経済的負担を軽減し、適切な受診機会を確保することにより児童の健全育成と福祉の増進を図ります。

【主な取組】

事業名	事業内容
児童扶養手当給付事業 (子育て支援課)	ひとり親家庭等の児童について、児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童扶養手当を支給し、児童の福祉の増進を図る。 (手当額) 児童1人の場合 月額 ~42,000円(42,330円) (2人目5,000円(10,000円), 3人目以降3,000円(6,000円)加算)※H28年12月支給分から手当額を拡充 【実施主体: 県】
特別児童扶養手当給付事業 (子育て支援課)	精神又は身体に障害を有する児童(20歳未満)について、特別児童扶養手当を支給することにより、これらの児童の福祉の増進を図る。 (手当額) 1級 月額51,100円 2級 月額34,030円 【実施主体: 県】
児童手当給付事業 (子育て支援課)	子育て世帯の生活の安定に寄与するものとして、中学生までの児童を養育している世帯に児童手当を支給する。 (手当額) 0~3歳未満, 3歳~小学生(第3子以降) 月額15,000円 3歳~小学生(第2子まで), 中学生 月額10,000円ほか 【実施主体: 市町村】
母子父子家庭医療費助成事業 (子育て支援課)	母子父子家庭の医療費助成を行う市町村に対し、助成額の1/2を補助する。 (補助対象者) 母子・父子家庭の18歳の年度末までにある児童, 母子家庭の母, 父子家庭の父, 父母のいない18歳の年度末までにある児童 (自己負担額) 入院 月額2,000円 通院 月額1,000円 【実施主体: 県】

② ひとり親家庭の支援施策についての調査・研究の実施に向けた検討

【基本的な方向性】

- 複雑化するひとり親家庭の諸問題に対して実態の把握を行うとともに、ひとり親家庭に対する福祉施策の充実を図るため、「ひとり親家庭自立促進計画」の改定に際して、実態調査を行います。

【主な取組】

事業名	事業内容
ひとり親世帯等実態調査 (子育て支援課)	「県ひとり親家庭自立促進計画」の策定に際して、県内におけるひとり親世帯等の生活実態や支援ニーズ等についてアンケート調査を実施する。(直近調査実績:平成25年度) 【実施主体:県】

③ 母子父子寡婦福祉資金貸付事業等の円滑な実施

【基本的な方向性】

- 制度の周知を図りながら、貸付事務等の円滑な履行に努めていきます。

【主な取組】

事業名	事業内容
母子父子寡婦福祉資金 貸付事業 (子育て支援課)	〈対象者〉 母子家庭の母, 父子家庭の父, 寡婦, 母子・父子福祉団体 等 〈貸付金の種類〉 事業開始資金, 事業継続資金, 修学資金, 技能習得資金, 修業資金, 就職支度資金, 医療介護資金, 生活資金, 住宅資金, 転宅資金, 就学支度資金, 結婚資金(計12種類) 〈貸付条件等〉 利子:貸付金の種類, 連帯保証人の有無によって異なるが, 無利子又は年利1.0% 〈償還方法〉 一定の据置期間の後3年~20年(貸付金の種類により異なる) 【実施主体:県】

④ 教育扶助の支給方法

【基本的な方向性】

- 生活保護において教育扶助として支給する学校給食費について、適切に納入されるよう、学校長に対して直接支払うこととする取組を進めて参ります。

⑤ 生活保護世帯の子どもの進学時の支援

【基本的な方向性】

- 生活保護世帯の子どもが高等学校等に進学する場合の入学料や入学考査料等を支給し、また大学等への進学に要する費用(入学料等)に充てるため高等学校等に通いながらアルバイト等で収入を得た場合は、収入として認定しない取扱いとします。

【主な取組】

事業名	事業内容
生活保護世帯の子どもの進学時の支援 (社会福祉課)	<p>〈生業扶助(高等学校等就学費)〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者…高等学校等に就学する生活保護世帯の生徒 ・対象経費…教材代, 授業料, 入学料, 通学費等 (収入認定の除外) ・対象者…高等学校等に就学する生活保護世帯の生徒のうち, アルバイト等の収入があるもの ・控除の対象…収入のうち, 高等学校等就学費で賄いきれない費用及び大学等への進学に要する費用として使う金銭 <p style="text-align: right;">【実施主体: 県・市町村】</p>

⑥ 養育費の確保に関する支援

【基本的な方向性】

- 養育費の適切な支払は, 子どもの精神的な支えであるとともに, 生活の安定にとっても重要なものであることから, 養育費に対する理解等について啓発活動を推進します。
- 専門的な意見を要する養育費に関する問題の解決を図るため, 弁護士による無料の相談を行っていきます。

【主な取組】

事業名	事業内容
養育費に係る情報発信・啓発活動の推進 (子育て支援課)	<p>養育費取得手続や相談窓口など必要な情報について情報発信を行うとともに, 養育費についての理解が広がるよう, 啓発資料の配布などにより啓発活動を推進する。</p> <p style="text-align: right;">【実施主体: 国・県・市町村】</p>
母子父子家庭等特別相談事業 (子育て支援課)	<p>ひとり親家庭が抱える諸問題のうち, 養育費等専門的な意見を必要とする問題を解決するため, 母子・父子福祉センター及び保健福祉事務所において弁護士による無料の法律相談を実施する。</p> <p style="text-align: right;">【実施主体: 県】</p>

5 東日本大震災被災児童等への支援

東日本大震災において被災した子どもやその家族に対して、子どもの貧困対策の観点から、長期的かつきめ細やかな支援の充実を図ります。

① 教育の支援及び福祉関連機関との連携による支援

【基本的な方向性】

- 地域の復興状況に応じて、児童生徒に必要な学びの場が確保されるよう、仮設住宅から通う児童生徒数の推移などを踏まえ、市町村の実態に応じた人的配置ができるよう配慮していきます。(再掲)
- 被災児童等に対する心のケアや学校の復興業務等を推進するため、教職員の加配や退職教員等の活用を図るなど、学校における人的体制を強化していきます。(再掲)
- 不登校や非行、いじめ、児童虐待など、社会環境の変化や東日本大震災による環境変化等に伴い複雑化・深刻化する児童生徒が抱える様々な問題に対し、関係機関や家庭と連携を図り、問題行動等の未然防止や早期発見、早期解決に結びつけて行くため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒や保護者、教員の相談に応じるとともに、家族や地域の福祉部門等関係機関・団体等との連絡調整を行うなど、児童生徒等の問題解決に向けた体制整備を充実させていきます。(再掲)
- 子ども総合センターに配置された児童精神科医、臨床心理士等が「子どもの心のケアチーム」として、被災児童等のメンタルヘルスの面から幅広い支援を実施します。支援に当たっては福祉部門と教育部門の連携により、中長期的な支援に取り組んでいきます。(再掲)
- 東日本大震災に起因する不登校や不登校傾向及びいじめ等により、学校生活に困難を抱えるようになった児童生徒の学校復帰や自立支援を目的として市町村が行う体制の整備について、財政的支援を行うとともに、具体的な手法も含めて助言を行うなど、効果的な運営支援等を行います。(再掲)

【主な取組】

事業名	事業内容
学力向上推進事業(学び支援コーディネーター等配置事業) (義務教育課) 《再掲》	被災地において、放課後や週末等の学習支援を行う市町村教育委員会に、学習活動のコーディネート等に従事する人材配置等を支援する。 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村への助言や他機関との連絡調整等を行う「プリフェクチュラルコーディネーター」の配置 ・学び支援コーディネーター連絡協議会の開催 ・地域に必要な様々な学習の場をコーディネートする「学び支援コーディネーター」の配置 ・児童生徒の学習支援や保護者の学習相談等に携わる「学び相談員」の配置 ・児童生徒の学習支援に携わる「学び支援員」の配置 ・放課後や週末、長期休業期間の学習支援等、地域の様々な学習の場・機会の提供

【実施主体:国・県・市町村】

<p>教育相談充実事業 (義務教育課) 《再掲》</p>	<p>被災児童等の心のケア、教職員・保護者等への助言・援助、学校教育活動の復旧支援、福祉関係機関・団体等との連絡調整等、様々な課題に対応するため、スクールカウンセラー等の派遣を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各中学校へのスクールカウンセラー配置 ・市町村への広域カウンセラーの配置と域内小学校への派遣 ・各教育事務所(地域事務所)への専門カウンセラーの配置 ・適応指導教室への支援員・ボランティアの派遣 ・心のケアに係る研修会等の実施 <p style="text-align: right;">【実施主体:国・県・市町村】</p>
<p>高等学校スクールカウンセラー活用事業 (高校教育課) 《再掲》</p>	<p>スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置により、不登校など問題行動等に関する生徒・保護者・教員の相談に応じるとともに、問題行動等の未然防止と早期発見・早期解決を図る。また、研修会、連絡会議等を開催し、教職員の資質向上に資する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全県立高校と特別支援学校におけるスクールカウンセラーの通常配置と、被災地域特別配置や緊急時における緊急配置 ・スクールソーシャルワーカーを公立高校に配置 ・スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカースーパーバイザーの配置 ・高等学校スクールカウンセラー活用事業連絡会議等 <p style="text-align: right;">【実施主体:国・県】</p>
<p>いじめ・不登校等対策推進事業 (義務教育課) 《再掲》</p>	<p>震災による問題も含め、様々な問題を抱えた児童生徒に対する学校の取組を支援するとともに、その上で、学校、家庭、関係機関が連携したネットワークを構築し、問題解決に向けた多様な支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域ネットワークセンターを設置し、在学青少年育成員や事務所専門カウンセラーが、域内の公的施設や学校を訪問し、保護者及び教職員を対象とした教育相談等を行う。 ・退職教員等による訪問指導員を派遣し、不登校児童生徒、保護者に対する訪問指導や学習支援等、学校復帰に向けた支援を行うほか、不登校理解のための教員等を対象とした研修会を行う。 ・在学青少年育成員を各教育事務所(地域事務所)に配置し、在学青少年の実態把握及び相談・助言を行うほか、「地域ネットワークセンター」のチーフ及びコーディネーター役を務め、事業の推進を図る。 ・震災の影響も含め、児童生徒に影響を及ぼしている家庭、学校、地域等のさまざまな環境の改善に向け、再委託を希望する市町村にスクールソーシャルワーカーを配置する。また、スーパーバイザーを任用し、市町村配置のスクールソーシャルワーカーへの指導・助言を行う。 ・児童生徒の問題行動等で問題を抱えている学校の中から重点的に支援する学校を対策推進校として指定し、支援員を配置する。 ・県教育庁内に生徒指導アドバイザー(警察官OB)を置き、市町村教育委員会や各小・中学校の相談に応じ助言を行うとともに、市町村教育委員会の要請に応じて学校に派遣する。 ・東部教育事務所内に児童生徒の心のサポート班を設置し、いじめ・不登校等学校への課題解決及び市町村が設置する「みやぎ子どもの心のケアハウス」との連携、運営支援を行う。 <p style="text-align: right;">【実施主体:国・県・市町村】</p>
<p>子どもの心のケア推進事業 (子育て支援課)</p>	<p>東日本大震災により心に深い傷を負った子どものメンタルヘルスに当たる関係機関の支援能力の向上を図り、被災地の子どもの心のケアに資するため、児童精神科医、心理士等を被災地に派遣し、個別相談、事例検討、コンサルテーション等を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○子どもの心のケアチーム巡回事業 <ul style="list-style-type: none"> …子ども総合センターに配置された児童精神科医、臨床心理士等が、被災地での「子どもの心のケアチーム」として、支援者の個別相談等の幅広い支援を実施する。 ○子どもの心のケア推進事業

IV 指標の改善に向けた具体的取組

	<p>…子ども総合センターにおいて、教職員等向けの子どもの心のケアに関する研修会のほか、学校単位でのミニ研修会を開催する。</p> <p style="text-align: right;">【実施主体: 県】</p>
<p>みやぎ子どもの心のケアハウス運営支援事業 (義務教育課) 《再掲》</p>	<p>東日本大震災に起因する心の問題から生じる不登校や不登校傾向及びいじめ等により、学校生活に困難を抱えるようになった児童生徒の学校復帰や自立支援を目的として市町村が行う体制整備を支援する。</p> <p>〈ケアハウスの機能〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 各市町村が設置するケアハウスは、主に教育相談窓口となる「心サポート機能」、不登校状態に陥った児童生徒と適応指導教室をつなぐ「適応サポート機能」、放課後や週末、長期休業中及び、学校に登校できない児童生徒の学習支援を行う「学びサポート機能」を市町村の課題に応じて複合的に提供する。 ケアハウスには、心のケアスーパーバイザーを置き、相談内容に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを含めた関係各機関とケース会議をひらき、対応策を検討する。また、各機能のコーディネーターと連携して当該児童生徒に最適な心のケアと学びの場を提供する。 各コーディネーターは、学校や既存の適応指導教室と連携を図り、児童生徒が不登校になることを未然に防止する役割や、学校外に学びの場が必要な児童生徒の学びを支援する役割を担う。さらに、心サポーターは訪問支援や通所支援を行うこともできる。 <p>〈事業実施年度〉 平成28年度～平成32年度</p> <p style="text-align: right;">【実施主体: 国・県・市町村】</p>
<p>震災遺児家庭等支援事業 (子育て支援課)</p>	<p>東日本大震災の被災によってひとり親家庭(震災遺児家庭)となり、経済面や子どもの養育面等様々な困難を抱える世帯について、自立し安定した生活を送ることができるよう各種支援を実施する。</p> <p>○ひとり親家庭支援事業 …ひとり親家庭を対象とするセミナーや交流会の実施、関係機関向け研修会の実施、ひとり親家庭支援パンフレットの作成、配布</p> <p style="text-align: right;">【実施主体: 県】</p>

② 就学支援

【基本的な方向性】

- 東日本大震災の被災による経済的理由から就学が困難となった児童・生徒等について、保育料、授業等の減免や助成等による経済的負担の軽減により、教育機会の確保を図ります。
- 東日本大震災により保護者が亡くなるなどした子どもの生活の安定と就学機会の確保を図るとともに、経済的な理由で希望する進路選択を諦める事のないよう、長期的・継続的な支援を行っていきます。

【主な取組】

事業名	事業内容
<p>私立学校授業料等軽減特別補助事業 (私学文書課)</p>	<p>被災した幼児児童生徒の就学機会を確保するため、被災した幼児児童生徒の授業料等を減免する私立学校の設置者に対して補助を行う。</p> <p>〈補助対象学校種〉 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校、各種学校</p> <p>〈補助対象経費〉</p>

	<p>東日本大震災により保護者等が所有し住居としている家屋の全壊半壊等により被災した幼児児童生徒に対して減免した授業料等</p> <p style="text-align: right;">【実施主体: 県】</p>
被災児童生徒就学支援事業(私立小中学校)(私学文書課)	<p>東日本大震災による経済的理由から就学等が困難となった世帯の小中学校(中等教育学校前期課程を含む。)の児童生徒を対象に、学用品費、通学費(スクールバス利用費を含む。), 修学旅行費, 給食費等の緊急的な就学支援を行う。</p> <p>〈対象者〉 被災した私立小中学校児童生徒の保護者等</p> <p>〈対象経費〉 学用品費, 給食費等</p> <p style="text-align: right;">【実施主体: 県】</p>
保育所保育料減免支援事業(子育て支援課)	<p>東日本大震災に伴う被災者に対し, 市町村が実施する子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設等の利用者負担額の減免に対して補助する。</p> <p>〈補助対象経費〉 保育料等減免事業の実施による保育料等の減免に必要な経費</p> <p>〈補助対象額〉 保育料徴収基準額の階層区分を変更したと見なした減免額</p> <p style="text-align: right;">【実施主体: 県・市町村】</p>
被災幼児就園支援事業(教育庁総務課)	<p>東日本大震災により被災, 経済的理由により就園困難となった幼児の教育機会の確保を目的に, 被災幼児に関し市町村が行う幼稚園就園奨励事業に要する経費について, 当該市町村に対し, 予算の範囲内において交付する。</p> <p>〈対象となる幼児〉 東日本大震災により被災し, 幼稚園への就園支援が必要となった世帯の幼児で, 新たに市町村等の就園奨励事業の対象となった幼児又は所得階層区分が変更となった世帯の幼児</p> <p style="text-align: right;">【実施主体: 国・県・市町村】</p>
被災児童生徒就学支援事業(義務教育課)	<p>東日本大震災により被災し, 経済的理由から就学困難となった公立小・中学校児童生徒の保護者に対して, 児童生徒の就学の機会を確保するため, 必要な就学援助を実施した市町村を支援する。</p> <p>〈対象者〉 被災により就学困難となった公立小・中学校児童生徒の保護者等</p> <p>〈対象費目〉 学用品費, 通学費, 修学旅行費, 給食費, 医療費等</p> <p style="text-align: right;">【実施主体: 国・県・市町村】</p>
高等学校等育英奨学資金貸付事業(高校教育課)	<p>高等学校等に在学する優れた生徒であって経済的理由によって修学に困難がある者に奨学資金を貸し付けることにより修学を支援し有為な人材の育成を図るほか, 東日本大震災により被災し経済的理由により修学が困難となった生徒に対し奨学資金を貸し付けることにより修学を支援する。</p> <p>○高等学校等育英奨学資金貸付(従来からの奨学資金) 〈貸付月額〉 18,000円(国公立自宅通学)～35,000円(私立自学外通学)</p> <p>○高等学校等育英奨学資金貸付(被災生徒奨学資金) 〈貸付月額〉 一律20,000円</p> <p style="text-align: right;">【実施主体: 県】</p>
被災児童生徒等特別支援教育就学奨励事業(特別支援教育室)	<p>東日本大震災により被災し, 新たに特別支援教育就学奨励費支給の対象となった者や支弁区分が変更となった者に対して, 教科書購入費, 給食費, 学用品費等を支弁することにより, 幼児児童生徒の就学の機会を確保する。</p>

IV 指標の改善に向けた具体的取組

	【実施主体: 県】
公立大学法人宮城大学被災学生支援事業費助成事業 (私学文書課)	意欲ある学生が東日本大震災に係る経済的理由により修学を断念することがないよう、公立大学法人宮城大学が行った被災学生に対する授業料等の減免等について、運営費交付金による財政支援を行う。 【実施主体: 県・民間等】
公立専修学校授業料等減免事業 (教育庁総務課・医療整備課・農業振興課)	東日本大震災で被災した生徒の就学機会を確保するため、専修学校(専門課程)に係る授業料, 入学料を減免するとともに、減免を行う公立専修学校を設置する市町村に対して補助を行う。 【実施主体: 国・県・市町村】
東日本大震災みやぎこども育英基金事業(未就学児支援金) (子育て支援課)	東日本大震災みやぎこども育英基金を財源に造成された基金を活用し震災で保護者が死亡又は行方不明となった児童生徒等に対し、安定した学びの機会と希望する進路選択を実現できるよう、その修学を支援する。 ○未就学児支援金の種類と金額 ・月額金 10,000円, 小学校入学時一時金 100,000円 【実施主体: 県】
東日本大震災みやぎこども育英基金事業(奨学金) (教育庁総務課)	○奨学金の対象及び金額 小学生 月額金 10,000円, 卒業時一時金 150,000円 中学生 月額金 10,000円, 卒業時一時金 200,000円 高校生等 月額金 20,000円, 卒業時一時金 600,000円 大学生等 月額金 30,000円, 入学時一時金 360,000円 【実施主体: 県】

V 調査研究

これまで我が国においては、子どもの貧困に関する調査研究が必ずしも十分に行われてきたとはいえない状況にあることから、大綱において、国は「子供の貧困の実態等を把握・分析するための調査研究」、「子供の貧困に関する新たな指標の開発に向けた調査研究」、「子供の貧困対策に関する情報の収集・蓄積、提供」を行うこととしています。

子どもたちが置かれる貧困の実態や、そのような子どもたちが実際に受けている各種支援の実態の把握を適切に行うこと、また、各施策の実施状況やその効果を把握、測定することは、子どもたちが必要とする支援・施策を行っていくうえで非常に重要なものとなっています。

こうした事を踏まえ、本県においては「ひとり親家庭自立促進計画」の策定に際し実施している「ひとり親世帯等実態調査」等を継続的に実施し、子どもの貧困対策に最大限活用していくとともに、今後実施される国の調査研究結果等を踏まえ、既存の調査内容の見直しや新たな調査研究、指標の設定等について、検討していくこととします。

さらには、子どもの貧困に係る個別のニーズ等への対応等、地域の実情に応じたきめ細かな施策・支援を講じるに当たっては、住民に身近な市町村の役割が重要であり、それぞれの地域における実態等の把握が必要となってくることから、県は市町村における実態調査等の実施の推進に努め、必要に応じて市町村に対する支援を行っていきます。

また、官民一体となった子どもの貧困対策の推進に当たり、団体等との事例の共有や必要な支援等の実施につなげていくため、県内において子どもの貧困問題に取り組む各種団体等の活動事例等について、情報収集や提供に努めていくこととします。

宮城県子どもの貧困対策計画 体系図

基本理念

みやぎの子どもたちが、その生まれ育った環境によって左右されず、また東日本大震災の被災によってその将来をあきらめることなく、夢と希望を持って成長していくことができる地域社会の実現を目指します。

東日本大震災の発生

現状・課題

家庭環境等による進学率の差
○ひとり親世帯・生活保護世帯・児童養護施設の児童生徒の進学率が低い状況

「子どもの貧困」の増加
○子供の貧困率が過去最高となる16.3%
○就学援助の受給率は10%以上

生活保護被保護者数の現状
○生活保護被保護人員数が約2万7千人
○うち19歳以下は約4千人

ひとり親世帯の増加
○ひとり親世帯の貧困率は50%超
○特に母子世帯において、非正規雇用の割合が高く、収入250万円未満が

震災による遺児・孤児の発生
○1,000人を超える遺児孤児数
○全ての遺児孤児が大学までの課程を

貧困の連鎖

経済的理由による進路選択

進路に対する低い親の意識

相談相手の不在・社会的孤立

将来に対するあきらめ

基本的生活習慣の欠如

ロールモデルの不在

厳しい雇用環境

財産や仕事の場

震災による教育環境

施策の方向

学力の保障及び教育と福祉の連携

生活環境の改善・安定

保護者の雇用対策・安定的な就労の確保

生活基盤確保のための経済的な下支え

被災児童への対応・震災を起因とする「子どもの貧困」の回避

施策

教育の支援

生活の支援

保護者に対する就労の支援

経済的支援

東日本大震災被災児童への支援

子どもの貧困に関する指標

- 生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率
- 生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率
- 生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率
- 生活保護世帯に属する子どもの就職率
- 児童養護施設の子どもの進学率及び就職率
- ひとり親家庭の子どもの就職率(保育所・幼稚園)
- ひとり親家庭の子どもの進学率及び就職率
- スクールソーシャルワーカーの配置人数
- 就学援助制度に関する周知状況
- ひとり親家庭の親の就業率
- 子どもの貧困率
- 子どもがいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率 など

指標の改善

子供の貧困対策に関する大綱

目的・理念

○子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る。
○全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進する。

指標の改善に向けた当面の重点施策

- 1 教育の支援
- 2 生活の支援
- 3 保護者に対する就労の支援
- 4 経済的支援

子どもの貧困対策の推進に関する法律

目的・理念

■目的 この法律は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることがないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。(第1条)
■基本理念 子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の支援、就労の支援等の施策を、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることがない社会を実現することを旨として講ずることにより、推進されなければならない。(第2条)

国・地方公共団体が講ずる施策

■教育の支援: 国及び地方公共団体は、就学の援助、学資の援助、学習の支援その他の貧困の状況にある子どもの教育に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。(第10条)
■生活の支援: 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子ども及びその保護者に対する生活に関する相談、貧困の状況にある子どもに対する社会との交流の機会の提供その他の貧困の状況にある子どもの生活に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。(第11条)
■保護者に対する就労の支援: 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子ども等の保護者に対する職業訓練の実施及び就職のあっせんその他の貧困の状況にある子どもの保護者の自立を図るための就労の支援に関し必要な施策を講ずるものとする。(第12条)
■経済的支援: 国及び地方公共団体は、各種の手当等の支給、貸付金の貸付けその他の貧困の状況にある子どもに対する経済的支援のために必要な施策を講ずるものとする。(第13条)

宮城県子どもの貧困対策計画関係施策 事業体系

施策区分・事業名	再掲区分	本文	担当課
1. 教育の支援			
(1)「学校」をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策の展開			
①学校教育による学力保障			
学力向上推進事業(学び支援コーディネーター等配置事業)	5①	○	義務教育課
学級編制弾力化(少人数学級)事業		○	義務教育課
②学校を窓口とした福祉関連機関等との連携			
私立学校教育改革特別経費補助(教育相談体制の整備)			私学文書課
私立学校スクールカウンセラー等派遣事業	5①		私学文書課
子どもの心のケア推進事業	5①	○	子育て支援課
心のケア研修事業【教職員 CUP 事業】	5①		教職員課
学校復興支援対策教職員加配事業	5①		教職員課
みやぎ子どもの心のケアハウス運営支援事業	5①	○	義務教育課
教育相談充実事業	5①	○	義務教育課
生徒指導支援事業	5①	○	義務教育課
いじめ・不登校等対策推進事業	5①	○	義務教育課
いじめ・不登校等対策強化事業	5①		高校教育課
高等学校スクールカウンセラー活用事業	5①	○	高校教育課
総合教育相談事業	5①	○	高校教育課
学校・地域保健連携推進事業		○	スポーツ健康課
スクールサポーター事業		○	少年課
③地域による学習支援			
協働教育推進総合事業	1(6)④	○	生涯学習課
放課後子ども教室推進事業	1(5)	○	生涯学習課
地域の豊かな社会資源を活用した土曜日の教育支援体制等構築事業	1(6)④	○	生涯学習課
④高等学校等における就学継続のための支援			
高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	3②	○	子育て支援課
高等学校等修学支援費(学び直しへの支援金)		○	高校教育課
(2) 貧困の連鎖を防ぐための幼児教育の経済的負担の軽減及び幼児教育の質の向上			
私立学校授業料等軽減特別補助事業	5②外	○	私学文書課
東日本大震災みやぎ子ども育英基金事業(未就学児支援金)	5②		子育て支援課
幼稚園就園奨励費補助事業		○	教育庁総務課
被災幼児就園支援事業	5②		教育庁総務課
(3) 就学支援の充実			
①義務教育段階の就学支援の充実			
私立学校授業料等軽減特別補助事業	5②外	○	私学文書課
被災児童生徒就学支援事業(私立小中学校)	5②		私学文書課
東日本大震災みやぎ子ども育英基金事業(奨学金)	5②	○	教育庁総務課
就学援助事業		○	義務教育課
被災児童生徒就学支援事業	5②	○	義務教育課
交通遺児等対策費			スポーツ健康課
②「高校生等奨学給付金(奨学のための給付金)制度」などによる経済的負担の軽減			
私立高校授業料軽減補助			私学文書課
私立学校等就学支援事業			私学文書課
私立学校授業料等軽減特別補助事業	5②外		私学文書課
高校生等奨学給付金(私立学校)			私学文書課
高校生等奨学給付金(国公立学校)		○	高校教育課
高等学校等育英奨学資金貸付事業	5②	○	高校教育課
高等学校等就学支援金事業		○	高校教育課
高等学校定時制課程教科書給与事業 高等学校定時制課程教科書及び通信制課程教科書学習書給与助成事業			高校教育課
高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸付事業		○	高校教育課

施策区分・事業名		再掲区分	本文	担当課
	夜間定時制高等学校夜食実施費			スポーツ健康課
③特別支援教育に関する支援の充実				
	私立幼稚園特別支援教育教育費補助		○	私学文書課
	私立学校特別支援教育費補助			私学文書課
	就学奨励費		○	特別支援教育室
	被災児童生徒等特別支援教育就学奨励事業	5②	○	特別支援教育室
(4)大学等進学に対する教育機会の提供				
①高等教育の機会を保障するような奨学金制度等の経済的支援の充実				
	母子父子寡婦福祉資金(修学資金・就学支度資金)貸付事業	2(6)①	○	子育て支援課
②大学生・専門学校生等に対する経済的支援				
	公立大学法人宮城大学被災学生支援事業費助成事業	5②	○	私学文書課
	私立学校授業料等軽減特別補助事業	5②外	○	私学文書課
	児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業	2(2)①	○	子育て支援課
	公立専修学校授業料等減免事業	5②	○	教育庁総務課外
(5)生活困窮世帯等への学習支援				
	生活困窮者自立支援事業(学習支援等)			社会福祉課
	放課後子ども教室推進事業	1(1)③	○	生涯学習課
(6)その他の教育支援				
①子供の食事・栄養状態の確保				
	フードバンク支援事業	2(2)③		社会福祉課
	食生活改善普及事業		○	健康推進課
②多様な体験活動の機会の提供				
	協働教育推進総合事業	1(1)③	○	生涯学習課
	地域の豊かな社会資源を活用した土曜日の教育支援体制等構築事業	1(1)③	○	生涯学習課
2. 生活の支援				
(1)保護者の生活支援				
①保護者の自立支援				
	生活困窮者自立支援事業	2(3)①		社会福祉課
	ひとり親家庭支援員設置事業		○	子育て支援課
	ひとり親家庭及び寡婦に対する情報発信の充実			子育て支援課
	ひとり親家庭等日常生活支援事業		○	子育て支援課
	母子父子家庭等電話相談事業		○	子育て支援課
	母子父子家庭等特別相談事業	4⑥	○	子育て支援課
	母子父子家庭等就業・自立支援センター事業	3①		子育て支援課
②保育等の確保				
	私立幼稚園預かり保育等推進事業補助	2(2)③	○	私学文書課
	私立学校教育改革推進特別経費補助(子育て支援推進事業)	2(2)③	○	私学文書課
	施設型給付費負担金	2(2)③		子育て支援課
	地域型保育給付費負担金	2(2)③		子育て支援課
	待機児童解消推進事業	2(2)③	○	子育て支援課
	地域子ども・子育て支援事業	2(2)③		子育て支援課
	認定こども園・保育所・小規模保育等の優先利用	2(2)③		子育て支援課
	保育所保育料減免支援事業	5②		子育て支援課
③保護者の健康確保				
	乳児家庭全戸訪問事業		○	子育て支援課
	養育支援訪問事業		○	子育て支援課
④母子生活支援施設等の活用				
	母子生活支援施設への入所		○	子育て支援課
(2)子どもの生活支援				
①児童養護施設等の退所児童等の支援				
	児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業	1(4)②	○	子育て支援課
	身元保証人確保対策事業	2(4)①	○	子育て支援課
②食育の推進に関する支援				
	みやぎの食育普及啓発事業		○	健康推進課

施策区分・事業名		再掲区分	本文	担当課
	里親支援機関事業	2(5)①		子育て支援課
	こどもの健康を育む総合食育推進事業		○	スポーツ健康課
③ひとり親家庭や生活困窮世帯の子供の居場所づくりに関する支援				
	私立幼稚園預かり保育等推進事業補助	2(1)②	○	私学文書課
	私立学校教育改革推進特別経費補助(子育て支援推進事業)	2(1)②	○	私学文書課
	子ども食堂活動支援		○	社会福祉課
	フードバンク支援事業	1(6)①		社会福祉課
	施設型給付費負担金	2(1)②		子育て支援課
	地域型保育給付費負担金	2(1)②		子育て支援課
	待機児童解消推進事業	2(1)②	○	子育て支援課
	地域子ども・子育て支援事業	2(1)②		子育て支援課
	認定こども園・保育所・小規模保育等の優先利用	2(1)②		子育て支援課
	放課後子ども教室推進事業	1(1)③	○	生涯学習課
(3)関係機関が連携した包括的な支援体制の整備				
①関係機関の連携				
	生活困窮者自立支援事業	2(1)①	○	社会福祉課
	子どもの未来応援地域ネットワーク形成支援事業		○	子育て支援課
	少年立ち直り支援推進事業		○	少年課
	少年相談事業			少年課
(4)子どもの就職支援				
①ひとり親家庭の子どもや児童養護施設等の退所児童等に対する就職支援				
	児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業	1(4)②	○	子育て支援課
	身元保証人確保対策事業	2(2)①	○	子育て支援課
②親の支援のない子ども等への就職支援				
	若年者の就職支援のためのワンストップセンター事業	2(4)④	○	雇用対策課
③定時制高校に通学する子供の就職支援				
	高卒就職者援助事業		○	雇用対策課
	進路達成支援事業		○	高校教育課
	新規高卒未就職者対策事業			高校教育課
④高校中退者等への就職支援				
	若年者の就職支援のためのワンストップセンター事業	2(4)②	○	雇用対策課
(5)支援する人員の確保等				
①社会的養護施設の体制整備、児童相談所の相談機能強化				
	里親支援機関事業	2(2)②	○	子育て支援課
	専門性強化事業		○	子育て支援課
	社会的養護拡充事業		○	子育て支援課
	里親等支援センター事業	5①	○	子育て支援課
②相談職員の資質向上				
	心のケア研修事業【教職員 CUP 事業】	1(1)②	○	教職員課
(6)その他の生活支援				
①住宅支援				
	生活困窮者自立支援事業(住居確保給付金)		○	社会福祉課
	母子父子寡婦福祉資金(住宅資金・転宅資金)貸付事業	1(4)①	○	子育て支援課
	県営住宅入居の優遇措置			住宅課
3. 保護者に対する就労の支援				
①親の就労支援				
	いきいき男女共同参画推進事業		○	共同参画社会推進課
	生活保護受給者等就労自立促進事業			社会福祉課
	ひとり親家庭支援員設置事業	2(1)①		子育て支援課
	自立支援プログラム策定事業		○	子育て支援課
	母子父子家庭等就業・自立支援センター事業	2(1)①	○	子育て支援課
	育児・介護休業者生活資金融資			雇用対策課
	高等職業訓練促進給付金事業		○	子育て支援課
	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業		○	子育て支援課

施策区分・事業名	再掲区分	本文	担当課
②親の学び直しの支援			
自立支援教育訓練給付金事業		○	子育て支援課
高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	1(1)④	○	子育て支援課
③就労機会の確保			
事業主への啓発活動及び雇用の促進		○	子育て支援課
4. 経済的支援			
①児童扶養手当等の経済的支援の実施			
児童手当給付事業		○	子育て支援課
児童扶養手当給付事業		○	子育て支援課
特別児童扶養手当給付事業		○	子育て支援課
母子父子家庭医療費助成事業		○	子育て支援課
②ひとり親家庭の支援施策についての調査・研究の実施に向けた検討			
ひとり親世帯等実態調査		○	子育て支援課
③母子父子寡婦福祉資金貸付事業等の円滑な実施			
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	1(4)① 外	○	子育て支援課
④教育扶助の支給方法			
生活保護(教育扶助)に係る取扱		○	社会福祉課
⑤生活保護世帯の子供の進学時の支援			
生活保護世帯の子どもの進学時の支援		○	社会福祉課
⑥養育費の確保に関する支援			
養育費に係る情報発信・啓発活動の推進		○	子育て支援課
母子父子家庭等特別相談事業	2(1)①	○	子育て支援課
5. 東日本大震災被災児童への支援			
① 教育の支援及び福祉関連機関との連携による支援等			
私立学校スクールカウンセラー等派遣事業	1(1)②		私学文書課
子どもの心のケア推進事業	1(1)②	○	子育て支援課
震災遺児家庭等支援事業		○	子育て支援課
里親等支援センター事業	2(5)①		子育て支援課
心のケア研修事業【教職員 CUP 事業】	1(1)②		教職員課
学校復興支援対策教職員加配事業	1(1)②		教職員課
みやぎ子どもの心のケアハウス運営支援事業	1(1)②	○	義務教育課
学力向上推進事業(学び支援コーディネーター等配置事業)	1(1)①	○	義務教育課
教育相談充実事業	1(1)②	○	義務教育課
生徒指導支援事業	1(1)②		義務教育課
登校支援ネットワーク事業	1(1)②	○	義務教育課
生徒指導対策強化事業	1(1)②		高校教育課
高等学校スクールカウンセラー活用事業	1(1)②	○	高校教育課
総合教育相談事業	1(1)②		高校教育課
② 就学支援			
私立学校授業料等軽減特別補助事業	1(2)	○	私学文書課
被災児童生徒就学支援事業(私立小中学校)	1(3)①	○	私学文書課
公立大学法人宮城大学被災学生支援事業費助成事業	1(4)②	○	私学文書課
東日本大震災みやぎこども育英基金事業(未就学児支援金)	1(2)	○	子育て支援課
保育所保育料減免事業	2(1)②	○	子育て支援課
被災幼児就園支援事業	1(2)	○	教育庁総務課
東日本大震災みやぎこども育英基金事業(奨学金)	1(3)①	○	教育庁総務課
公立専修学校授業料等減免事業	1(4)②	○	教育庁総務課外
被災児童生徒就学支援事業	1(3)①	○	義務教育課
被災児童生徒等特別支援教育就学奨励事業	1(3)③	○	特別支援教育室
高等学校等育英奨学資金貸付事業	1(3)②	○	高校教育課

子どもの貧困対策の推進に関する法律
(平成二十五年六月二十六日法律第六十四号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として講ずることにより、推進されなければならない。

2 子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、子どもの貧困対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第五条 国民は、国又は地方公共団体を実施する子どもの貧困対策に協力するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第六条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況の公表)

第七条 政府は、毎年一回、子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況を公表しなければならない。

第二章 基本的施策

(子どもの貧困対策に関する大綱)

第八条 政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策に関する大綱（以下「大綱」という。）を定めなければならない。

2 大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子どもの貧困対策に関する基本的な方針

二 子どもの貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策

三 教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援その他の子どもの貧困対策に関する事項

四 子どもの貧困に関する調査及び研究に関する事項

3 内閣総理大臣は、大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、大綱を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、大綱の変更について準用する。

6 第二項第二号の「子どもの貧困率」及び「生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率」の定義は、政令で定める。

(都道府県子どもの貧困対策計画)

第九条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画（次項において「計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 都道府県は、計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(教育の支援)

第十条 国及び地方公共団体は、就学の援助、学資の援助、学習の支援その他の貧困の状況にある子どもの教育に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(生活の支援)

第十一条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子ども及びその保護者に対する生活に関する相談、貧困の状況にある子どもに対する社会との交流の機会の提供その他の貧困の状況にある子どもの生活に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(保護者に対する就労の支援)

第十二条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子どもの保護者に対する職業訓練の実施及び就職のあっせんその他の貧困の状況にある子どもの保護者の自立を図るための就労の支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

(経済的支援)

第十三条 国及び地方公共団体は、各種の手当等の支給、貸付金の貸付けその他の貧困の状況にある子どもに対する経済的支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究)

第十四条 国及び地方公共団体は、子どもの貧困対策を適正に策定し、及び実施するため、子どもの貧困に関する調査及び研究その他の必要な施策を講ずるものとする。

第三章 子どもの貧困対策会議

(設置及び所掌事務等)

第十五条 内閣府に、特別の機関として、子どもの貧困対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 大綱の案を作成すること。

二 前号に掲げるもののほか、子どもの貧困対策に関する重要事項について審議し、及び子どもの貧困対策の実施を推進すること。

3 文部科学大臣は、会議が前項の規定により大綱の案を作成するに当たり、第八条第二項各号に掲げる事項のうち文部科学省の所掌に属するものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。

4 厚生労働大臣は、会議が第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、第八条第二項各号に掲げる事項のうち厚生労働省の所掌に属するものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。

5 内閣総理大臣は、会議が第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、関係行政機関の長の協力を得て、第八条第二項各号に掲げる事項のうち前二項に規定するもの以外のものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。

(組織等)

第十六条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

3 委員は、会長以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議の庶務は、内閣府において文部科学省、厚生労働省その他の関係行政機関の協力を得て処理する。

5 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

子供の貧困対策に関する大綱について（平成26年8月29日閣議決定）

目的・理念

- 子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る。
- 全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進する。

基本的な方針

- 貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成を目指す。
- 第一に子供に視点を置いて、切れ目のない施策の実施等に配慮する。
- 子供の貧困の実態を踏まえ、対策を推進する。
など、10の基本的な方針

子供の貧困に関する指標

- 生活保護世帯に属する子供の
高等学校等進学率 90.8%
(平成25年)
 - スクールソーシャルワーカーの
配置人数 1,008人
(平成25年度)
 - ひとり親家庭の親の就業率
・母子家庭の就業率: 80.6%
(正規39.4% 非正規47.4%)
 - ・父子家庭の就業率: 91.3%
(正規67.2% 非正規8.0%)
 - 子供の貧困率 16.3%
(平成24年)
- など、25の指標

指標の改善に向けた当面の重点施策

- ### <教育の支援>
- 学校をプラットフォームとした子供の貧困対策の推進
 - ・ きめ細かな学習指導による学力保障
 - ・ スクールソーシャルワーカーの配置充実
 - 教育費負担の軽減
 - ・ 幼児教育の無償化に向けた段階的取組
 - ・ 高校生等奨学金等による経済的負担の軽減
 - ・ 大学等奨学金事業における無利子奨学金の充実、より柔軟な『所得連動型返還型奨学金制度』の導入
 - 貧困の連鎖を防止するための学習支援の推進
 - 学習が遅れがちな中学生を対象とした学習支援
など

<生活の支援>

- 保護者の生活支援
 - ・ 保護者の自立支援
 - 子供の生活支援
 - ・ 児童養護施設等を退所した子供のアフターケアの推進、子供の居場所づくりに関する支援等
- 関係機関が連携した支援体制の整備
 - ・ 生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関、児童福祉関係者、教育委員会等の関係機関が連携してネットワークを構築
 - 支援する人員の確保
 - ・ 社会的養護施設の体制整備、相談職員の資質向上等
など

全ての
子供たちが
夢と希望を
持って成長
していける

社会の 実現

<経済的支援>

- 児童扶養手当と公的年金の併給調整見直し
- ひとり親家庭の支援施策に関する調査研究
- 母子福祉資金貸付金等の父子家庭への拡大
- 養育費の確保に関する支援
など

<施策の推進体制等>

- 対策会議を中心とする政府一体となった取組
- 地域の実情を踏まえた自治体の取組の支援
- 官公民の連携プロジェクト・国民運動の展開
など

子供の貧困対策に関する大綱のポイント①

目的・理念

- 子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る。
- 全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進する。

基本的な方針

- 1 貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成を目指す。
- 2 第一に子供に視点を置いて、切れ目のない施策の実施等に配慮する。
- 3 子供の貧困の実態を踏まえて対策を推進する。
- 4 子供の貧困に関する指標を設定し、その改善に向けて取り組む。
- 5 教育の支援では、「学校」を子供の貧困対策のプラットフォームと位置付けて総合的に対策を推進するとともに、教育費負担の軽減を図る。
- 6 生活の支援では、貧困の状況が社会的孤立を深刻化させることのないよう配慮して対策を推進する。
- 7 保護者の就労支援では、家庭で家族が接する時間を確保することや、保護者が働く姿を子供に示すことなどの教育的な意義にも配慮する。
- 8 経済的支援に関する施策は、世帯の生活を下支えするものとして位置付けて確保する。
- 9 官公民の連携等によって子供の貧困対策を国民運動として展開する。
- 10 当面今後5年間の重点施策を掲げ、中長期的な課題も視野に入れて継続的に取り組む。

子供の貧困に関する指標

- 生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率 90.8% (平成25年) ○ 生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率 5.3% (平成25年)
- 生活保護世帯に属する子供の大学等進学率 32.9% (平成25年)
- 生活保護世帯に属する子供の就職率 (中学校卒業後の進路:就職率 2.5% / 高等学校等卒業後の進路:就職率 46.1%) (平成25年)
- 児童養護施設の子供の進学率及び就職率(平成25年)
(中学校卒業後:進学率 96.6%、就職率 2.1% / 高等学校等卒業後:進学率 22.6%、就職率 69.8%)
- ひとり親家庭の子供の就園率(保育所・幼稚園) 72.3% (平成23年度)
- ひとり親家庭の子供の進学率及び就職率(中学校卒業後:進学率 93.9%、就職率 0.8% / 高等学校卒業後:進学率 41.6%、就職率 33.0%) (平成23年度)
- スクールソーシャルワーカーの配置人数 1,008人 (平成25年度) /
- スクールカウンセラーの配置率 小学校 37.6%、中学校 82.4% ※その他教育委員会等に1,534箇所配置 (平成24年度)
- 就学援助制度に関する周知状況(平成25年度)
(毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合 61.9%)
(入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合 61.0%)
- 日本学生支援機構の奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合(無利子・有利子) (平成25年度実績)
(無利子:予約採用段階 40.0%、在学採用段階 100.0% / 有利子:予約採用段階 100.0%、在学採用段階 100.0%)
- ひとり親家庭の親の就業率(平成23年度)
(母子家庭の就業率 80.6% (正規 39.4%、非正規 47.4%) / 父子家庭の就業率 91.3% (正規 67.2%、非正規 8.0%))
- 子供の貧困率 16.3% (平成24年)
- 子供がいる現役世帯のうち一人の貧困率 54.6% (平成24年)

子供の貧困対策に関する大綱のポイント②

指標の改善に向けた当面の重点施策

教育の支援

- 「学校」をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策の展開
 - ・学校教育による学力保障 / 学校を窓口とした福祉関連機関等との連携 / 地域による学習支援 / 高等学校等における就学継続のための支援
- 貧困の連鎖を防ぐための幼児教育の無償化の推進及び幼児教育の質の向上
- 就学支援の充実
 - ・義務教育段階の就学支援の充実 / 「高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）制度」などによる経済的負担の軽減 / 特別支援教育に関する支援の充実
- 大学等進学に対する教育機会の提供
 - ・高等教育の機会を保障するような奨学金制度等の経済的支援の充実 / 国公立大学生・専門学校生等に対する経済的支援
- 生活困窮世帯等への学習支援
- その他の教育支援
 - ・学生のネットワークの構築 / 夜間中学校の設置促進 / 子供の食事・栄養状態の確保 / 多様な体験活動の機会の提供

生活の支援

- 保護者の生活支援
 - ・保護者の自立支援 / 保育等の確保 / 保護者の健康確保 / 母子生活支援施設等の活用
- 子供の生活支援
 - ・児童養護施設等の退所児童等の支援 / 食育の推進に関する支援 / ひとり親家庭や生活困窮世帯の子供の居場所づくりに関する支援
- 関係機関と連携した包括的な支援体制の整備
- 子供の就労支援
 - ・ひとり親家庭の子供や児童養護施設等の退所児童等に対する就労支援 / 親の支援のない子供等への就労支援 / 定時制高校に通学する子供の就労支援 / 高校中退者等への就労支援
- 支援する人員の確保
 - ・社会的養護施設の体制整備、児童相談所の相談機能強化 / 相談職員の資質向上
- その他の生活支援
 - ・妊産期からの切れ目ない支援等 / 住宅支援

子供の貧困対策に関する大綱のポイント③

指標の改善に向けた当面の重点施策

保護者に対する就労の支援

- 親の就労支援
- 親の学び直しの支援
- 就労機会の確保

経済的支援

- 児童扶養手当の公的年金との併給調整に関する見直し
- ひとり親家庭の支援施策についての調査・研究の実施に向けた検討
- 母子福祉資金貸付金等の父子家庭への拡大
- 教育扶助の支給方法
- 生活保護世帯の子供の進学時の支援
- 養育費の確保に関する支援

子供の貧困に関する調査研究等

- 子供の貧困の実態等を把握・分析するための調査研究 / 子供の貧困に関する新たな指標開発に向けた調査研究 / 子供の貧困対策に関する情報の収集・蓄積、提供

施策の推進体制等

- 国における推進体制
- 地域における施策推進への支援
- 官公民の連携・協働プロジェクトの推進、国民運動の展開
- 施策の実施状況等の検証・評価
- 大綱の見直し